

平成26年第2回横手市議会3月定例会会議録

議事日程（第5号）

平成26年3月6日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程第5号に同じ

出席議員（26名）

1 番	高橋和樹	2 番	佐藤徳雄
3 番	立身万千子	4 番	斎藤勇
5 番	小野正伸	6 番	遠藤忠裕
7 番	土田百合子	8 番	寿松木孝
9 番	播磨博一	10番	青山豊
11番	加藤勝義	12番	奥山豊和
13番	本間利博	14番	菅原正志
15番	土田祐輝	16番	佐藤清春
17番	佐藤忠久	18番	塩田勉
19番	佐々木喜一	20番	佐藤誠洋
21番	高橋聖悟	22番	木村清貴
23番	阿部正夫	24番	斎藤光司
25番	菅原惠悦	26番	佐々木誠

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市 長	高橋大	副 市 長	佐藤良吉
教 育 長	伊藤孝俊	総務企画部長	浮嶋伸
財 務 部 長	石山清和	市民生活部長	小丹茂樹
健康福祉部長	柴田恒宏	産業経済部長	遠藤久志

建設部長	照井康晴	上下水道部長	鈴木弘志
教育総務部長	小川良平	教育指導部長	佐藤稔
消防長	伊藤弘明	市立横手病院 総務課長	高橋功
市立大森病院 事務局長	金澤和彦	総務企画部次長 兼人事課長	皆川規和
総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋利宏	総務企画部長 兼総務課長	佐藤亮
総務企画部 経営企画課長	渡部幸伸	財務部財政課長	三浦淳
横手地域局長	武田浩一	増田地域局長	遠藤晴美
平鹿地域局長	高橋嘉	雄物川地域局長	杉山哲
大森地域局長	高山勇光	十文字地域局長	鈴木淳悦
山内地域局長	照井礼司	大雄地域局長	小松田文夫
契約検査課長	藤原佳宣		

事務局職員出席者

局長	高橋実	主幹	村上伸夫
総務担当主査	小田嶋あけみ	議事調査担当主査	松井尊臣
議事調査担当主査	藤井健一		

◎開議の宣告

○木村清貴 議長 おはようございます。

5番小野正伸議員より遅刻する旨の届け出があります。
ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○木村清貴 議長 日程第1、一般質問を行います。

通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 立 身 万 千 子 議 員

○木村清貴 議長 3番立身万千子議員に発言を許可いたします。

3番立身万千子議員。

【3番（立身万千子議員）登壇】

○3番（立身万千子議員） 皆さん、おはようございます。

日本共産党の立身万千子です。

皆さんご存じのように、今開かれている国会は好循環実現国会と称されて、安倍首相の論理である収益を上げた企業が労働者の賃金を引き上げることによって、企業収益と日本の経済を好循環に導くというものです。もちろん賃上げ自体は国民・市民の切実な願いです。しかし、企業側は総理大臣に賃上げをお願いされても、収益の大部分を内部留保に回しているのが実態と言わざるを得ません。

そして、来年度政府予算案には、社会保障の負担増と給付減が並びます。医療費では、70歳から74歳の窓口1割負担をこし4月以降に、70歳になる人から順次2割に倍増することが決められました。また、生活保護の生活扶助費は5%削減され、年金保険料は毎年10月に上げられて、年金の支給額は1%減らされます。さらに、2015年は介護保険料の見直し年に当たり、引き上げが予想されます。そして、こし6月からは復興特別住民税の負担が始まります。個人住民税に年額1,000円が上乘せされ、10年間負担が続く一方で、復興特別法人税は前倒しで減税し、来月の4月には廃止するという不公平な事実が明らかになっています。

市長は、施政方針で景気の持ち直しが期待されていると言われました。しかし、現実にはアベノミクスの金融緩和で生活必需品の価格高騰が深刻になっています。灯油代や電気代は高値水準が続き、乳製品の値上げも発表されました。農業を基盤とする我が横手市でさえ、キャベツや白菜、ネギなどの生鮮野菜も高騰しています。このような状況下で来月から消費税が引き上げられれば、前述の社会保障の負担増、給付減を合わせると、新たに10兆円の負担が加わります。負担は、とりわけ低所得者や中小零細企業に深刻な影響を与えることになり、貧困の格差が拡大して、国や県、そして、この横手市の財政に

も悪影響を及ぼすことは明らかです。これでは市長が期待されても、景気は冷え込むばかりではないでしょうか。このことは、専門家はもちろん、一般国民も強い懸念を持っているのが現状です。

加えて、連日マスコミ報道が繰り返される安倍首相とその周辺の言動は、戦前の治安維持法を思い出すと、戦争を体験されたお年寄りには非常に心配されています。すなわち、自分の国土が攻撃されなくても、同盟国が攻撃を受けたら、日本の自衛隊が武器を持って地球上のどこへでも戦争をしかけに行くことになる集団的自衛権の主張。これには、自民、公明といった与党の中からも懸念する声が上がられています。武器には武器、目には目をという時代は既に終わりました。世界各地で起こっている紛争を戦争にしないための努力をするASEAN諸国連合のような活動が世界の方向になると私は思います。

しかし、安倍首相は、ご承知のように戦前の日本を取り戻すというスローガンのもと、時の為政者の命令に疑問も呈さず、素直に従う人材づくりのため、教育再生に躍起になっていると言わざるを得ません。

1つには教科書検定基準の改訂、そして道徳を教科に格上げする、教育委員会制度の廃止、6・3・3・4の学制を見直して、飛び級などで少数のエリートを育成する、全国一斉学力テストの成績を公表し、序列化・差別化を促すなど、強引な方針を打ち出しています。中でも教育委員会の廃止論については、与党の中でも矛盾が広がり、看過できない状況です。

そこで、私は今回教育問題に絞って一般質問をしたいと思います。今市議会では、教育委員長から横手市の教育方針が提示されました。私は自分の頭で考え、違う立場の人とも共感できる人間、自分の命も他人の命も大切と思うことのできる人間になることが学校教育でも、生涯学習でも大切な目標だと考えています。

それを踏まえて、教育環境整備を進めるため、横手市の教育課題において次の点について質問します。初めに、就学援助の実態と、そこにおける横手市の課題についてお尋ねします。

横手市就学援助費交付要綱には、第1条で家庭の経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、横手市が学用品費、医療費、これは中耳炎や虫歯など6つの学校病が対象ですが、それと学校給食費、修学旅行費など就学に要する費用を援助すると明記されています。横手市の場合、ほかの自治体よりも配慮が行き届いており、準要保護児童・生徒の世帯は生活保護基準の1.3倍の所得が支給の基準になっています。

ところが、昨年、国は生活保護基準を下げました。すると、準要保護の基準も影響を受けてしまいます。それに対して全国で切実な運動が展開されて、つい先月ですが、2014年ですから、来年度の就学援助基準は据え置きが決まり、学用品費などの単価が増額されることになりました。まずは一安心ですが、問題は準要保護世帯に対して、2年前の2010年度から国庫補助ではなく、普通交付税に変わったことです。各自治体の財政事情によっては、地方交付税の使い道を就学援助ではない、別の事業に回すことが実際多くあります。

そこで、次の質問をします。

1つ目に、横手市における準要保護児童・生徒の実態と、来年度に向けてどのような手立てを考えていらっしゃるか、これをお聞かせください。

2つ目に、国はその2010年度から部活動費、生徒会費、PTA会費の3項目を支給内容に含むことを決めました。しかし、以前の市議会で質問した私への答弁は、部活動費の支給は困難というものでした。国が認め、北海道では53%に当たる95の自治体を実施している例もありますし、ぜひ前向きなお考えを期待し、部活動費への対応策についてお尋ねします。

次に、特別支援教育の動向と今後の方針について質問します。

教育方針では、関係機関との連携推進による特別支援教育の充実を教育環境整備の大きな項目に位置づけています。特に、障害を持つお子さんの特別支援教育は、本人はもちろん、家族や地域における横並びで寄り添った連携体制が必要と考えます。就学前からの系統的な連携が大事なことは言うまでもありませんが、各学校で特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の充実が図られているというところで、ここ数年の動向をお聞かせいただきたいと思います。

とりわけ、次の2点について詳しくお尋ねします。

1点目は、教育方針に明記されており、今後、継続体制をとるという横手市自立支援協議会子ども部会と就学サポートファイルすこやかを活用した成果と今後の課題についてお尋ねします。

2つ目に、いわゆるグレーゾーン、境界域のことですが、ここに位置するのではないかとと思われる子どもたちへの手立ては、保護者や医療機関、子育て支援関係機関などとの連携が特に重要で、かつ、困難が伴うものと推測されます。どんな手立てがなされているか、お聞かせください。

次に、キャリア教育の位置づけについてお尋ねします。

教育方針では、自分の将来を切り開く力や望ましい職業観を育むキャリア教育の充実を挙げています。今年度の次世代ものづくり人材育成事業で、横手市キャリア教育研修会を実施したとの報告をいただき、市として小学校・中学校間の共通理解を図ったこと、各中学校の職場体験学習を質的に向上させる取り組みを継続するなど、きめ細かに工夫されていることに敬意を表します。確かに学校での職場体験学習がきっかけとなって医療の道に進んだり、教育分野を目指して努力を惜しまず頑張る子どもたちがいることは頼もしい限りです。しかし、職業選択が難しく、希望を持ってつける職業が狭められている今日、このまちで生まれ育った子どもたちが働きたくても働く場所がない、あるいは、ようやく仕事が見つかったも、無権利状態で働かされるなど、困難な状況があります。学校教育を通して問題解決のできる社会人に育てる手立てはないものか、その点についてお考えを伺います。

最後に、学校給食を初めとする食育について質問します。

市長は、ご自身の公約に食育の推進を掲げられました。そして、今議会の施政方針に農業は当市における基幹産業であるとともに、市内の環境、文化、景観等に幅広く影響し、地域コミュニティ形成の中心にもなっている産業であり、そのために、これからはつくる、食べる、提供するまでを一つのプロセスとして捉え、全市民と一緒に横手市の農業の形を変えていくと述べられました。地域価値創

造構想を策定し、6次産業化を推進するための直売や食事提供の場を向けて、これらの設備を利用しながら総合的な食育を行うということですが、市長が意図される食育とはどういうものか。食育基本法に照らしても、どうもよく見えてきません。市民にわかりやすくお聞かせいただきたいと思います。

次の質問は、安全・安心な食べ物を子どもたちにどう提供するかという課題です。

安全で安心できる食べ物とは、合成保存料や合成着色料などの添加物を含む食品や遺伝子組み換え食品、化学調味料、放射性物質、農薬などを最大限排除した食べ物であり、それを調達するにはつくった人の顔が見える食品を追求することが、今、私たち大人が子どもたちに果たすべき責任ではないでしょうか。

市長は、地域の特色ある農産物を学校給食に提供する食育推進を事業化すると述べておられます。教育方針でも主要野菜15品目の秋田県産使用率の目標35%を上回ることを、生産農家の協力を得ながら、地場産食品活用の推進と明記されています。アレルギー対応も含めて、具体的にどう進めていくかを伺います。

食の教育に不可欠な学校栄養職員、栄養教諭の役割がますます重要になっていますが、子どもにとってお昼の給食のみならず、家庭の食習慣が大きく成長を左右することは言うまでもありません。教育方針でも指摘しているように、小児生活習慣病予防のためにも、特に子どもの食育、食教育に横手市として力を注ぐことは非常に重要な施策であり、ぜひ明快なご答弁を求めるものです。

以上で私の通告した質問は終わりますが、市長室移転と組織機構に係る庁舎内変更の問題、これは市民にとって非常に重要と考えます。市民や議会あるいは市役所内部での十分な議論がなされた上での提案なのか。その唐突さに疑問を払拭できかねます。とりわけ横手地域に住む市民にとって身近であるべき横手地域局の機能が南庁舎へ移ることについては、さまざまな市民組織なり、町内会自治会を通して納得が得られるまで説明と議論を徹底するべきではないでしょうか。市長室の横手庁舎移転についてはうなずけるものですが、段取りのプロセスに時間をかけた丁寧さが必要ではないかと最後に訴えて発言を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 立身議員からは、教育の課題について大きく4点のご質問がございました。

私のほうからは、最後のほうの学校給食を初めとする食育についての質問に対して答弁をさせていただきたいと思います。あとほかの1番目、2番目、3番目の質問に対しては、教育長から答弁をお願いするものでございます。

1点目の市長が意図する食育とはどういうものかという質問に対しまして、私が考える食育は、9万7,000人の全市民が地元産の農産物を通して横手市の農業にかかわりを持ち、地元を愛着と誇りと自信を持ってもらいたいとの思いから、農業を中心とした地域振興策のテーマとして掲げたものでございま

す。まずは横手産の安心安全な農産物を市民みずからが地産地消することによって、生産者も、農業生産にかかわりのない市民も横手の農業に愛着と誇りを持ってもらい、総じて横手の農産物の宣伝マンとなっただけ、より多くの方に横手産の農産物を知り、味わっていただけることを進めてまいりたいと考えております。

その取り組みによって市民の皆様の健康や栄養への関心も高まります。また、農業生産の現場にも活気が生まれ、横手産農産物のレベルアップが図られるものと考えております。食育を推進することによって、子どもから高齢者まで各世代がかかわりを持つことになり、さらに観光と結びつけられれば、ホテルや交通などのさまざまな異業種の方々が農業に関心を持ち、接点を求めてくることが期待できます。こうした取り組みや、そこから生まれる波及効果こそが私の目指す食育であり、部局を超えた横断的な取り組みを展開することで、市の基幹産業である農業と食育を通じた地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、安全・安心な食べ物を子どもたちにどう提供するかというご質問でございました。

学校給食の食材につきましては、平成26年度の教育方針でも説明いたしましたが、主要野菜15品目の秋田県産使用率目標35%を上回るよう努めるとともに、市内の4つの学校給食センターにおいて、統一した横手産の季節食材をふんだんに使用した「横手のごっつお給食」の実施をこれまで以上に増やし、おいしい給食を提供してまいります。

あわせて、平成26年4月からは、秋田ふるさと農協から生産農家への技術指導をいただきながら、学校給食センターへの食材の使用拡大に努めるとともに、農家の方々が学校を訪れて会食するなど、顔の見える地場産食材の提供を増やして、児童・生徒の地場産食材への興味・関心を高めることとしております。

また、本市においては肥満傾向の児童が増えているために、小学校においては調理実習の体験を家庭での取り組みの動機づけとなるよう指導するとともに、学校教育においても、栄養教諭や学校栄養職員が児童・生徒への栄養指導を行っております。

なお、平成24年度から実施しております給食食材の放射性物質の検査を継続して行い、学校給食の安全安心の確保に努めるほか、食物アレルギーの対応につきましても、平成26年度に向けて新たに作成した食物アレルギー対応マニュアルにより、学校・保護者・学校給食センターの3者の確認のもとに、きめ細かに対応してまいります。今後もさらなる安全・安心な給食を提供するため、関係機関と連絡を密に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○木村清貴 議長 教育長。

【伊藤孝俊 教育長登壇】

○伊藤孝俊 教育長 3点について、私のほうからお答え申し上げます。

まず、就学援助の実態と市の課題についてであります。1つ目、平成25年8月に生活保護費の基準

額が改正されたことに伴い、現在認定されている準要保護世帯の収入状況を認定基準に当てはめてみると、この改正による影響を受けるのは23世帯32人、約1割程度になる試算となりました。そのため、これまで準要保護世帯の認定基準に取り入れていなかった生活保護基準額で算定されている冬季加算などを新たに認定基準に追加し、準要保護世帯にできるだけ影響がでないよう平成26年度から適用することにしており、引き続き、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し支援してまいります。

また、就学援助費については、学用品費や給食費などの費用が支給されますが、平成26年度から新たに児童会費、PTA会費、生徒会費を追加することとし、当初予算に約140万円を計上しております。議員がお話されたとおり、部活動費については、現在のところ運動部や文化部など、対象になるものが大変多く、かかる経費もさまざまであります。部活動に対する考え方も異なることにより、その経費のかかりぐあいも種々であります。そういったこともありまして、準要保護世帯が経済的に困難であることは十分理解しているところではあります。準要保護世帯の認定基準も見直しを行い、改正の影響が最低限にとめられるよう対応するというのが26年度の考え方でございます。引き続き、部活動についてはどんな対応の仕方があるかを検討してまいりたいと思います。

続きまして、特別支援教育についてでございますが、横手市自立支援協議会子ども部会は、横手市自立支援協議会の専門部会の1つとして、平成23年4月、教育委員会が運営主体となって立ち上げ、月1回程度定例会を開催してきました。構成員は県立横手養護学校の特別支援教育アドバイザーや教育専門監、療育機関の代表者、横手市健康福祉部・子育て支援課・健康推進課の関係者等であります。定例会では、健康推進課が事業主体となっている5歳児健康相談の情報や、それぞれの立場で相談に対応してきた幼児・児童・生徒の情報等を共有し、その子どもの状況に合った、よりより支援のあり方について検討を図るようしております。

また、就学サポートファイルすこやかは、就学に当たり特別支援学級への入級を予定している幼児及び多くの特別な教育的支援を必要とする幼児について、就学先の小学校での生活にスムーズに適用できるよう当該児童の情報を集約し、関係者間で共通理解を図ることを目的に教育委員会が作成するものであります。今年度就学した児童では、19名にサポートファイルを作成しております。来年度就学予定の幼児では、12名に作成することになっております。これら本市における早期からの教育相談体制の充実を図る取り組みについては、昨年6月、文部科学省からの依頼により、全国特別支援教育関連事業連絡協議会において発表する機会を得るなど、一定の成果を上げてきております。

しかし、これらの取り組みは5歳児健康相談や就学相談での情報に基づいて進められるものでありますので、その子どもに支援の必要性があっても保護者に相談動機がないと、療育機関や関係機関につなげることが難しくなります。就学前にその子どもの状況に合った、よりよい支援のあり方を検討することも十分にはできなくなります。そこで、今後も健康福祉部・健康推進課・子育て支援課等との連携により、早期からの教育相談体制の充実を図り、より丁寧な相談活動が展開されるよう努めてまいります。

いわゆるグレーゾーンというご質問がございましたが、発達障害等が疑われる子どもたちについては、一見ただけでは健常児と変わらないため、周囲の支援者はその子どもの実態や支援の必要性を適切に把握することが難しい場合があります。そのため、幼稚園・保育所では余り問題視されていなかった子どもが就学後に学習不振に陥ったり、不適応を起こしてしまったりするようなケースも見られます。このようなケースについては、教育委員会の担当者が対象となる学校を訪問し、その子の状況確認をしたり、個別知能検査を実施したりして実態を把握するとともに、できるだけ保護者との面談をし、今後の支援のあり方について共通理解を図るようしております。また、当該校に対しても指導・助言を行い、校内の人的資源や場所を活用した支援体制の充実や、関係機関との連携強化を図るようしております。発達障害等が疑われる子どもたちに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援体制を構築することが重要であります。本市における早期からの教育相談に係る取り組みについて、相談事業等の精度を高めるなどして、今後もより一層の充実を図ってまいります。

議員もご承知のとおり、合併後いち早く市教委で取り組んだのは、5教科の指導主事の配置だけではなくて、特別支援教育に係る指導主事の配置でありました。市を挙げて、この特別支援教育については、他市に先駆けて先進的な取り組みをしてございますが、今後も質の向上を目指して頑張らなければいけないと考えているところであります。

キャリア教育についてであります。

キャリア教育につきましては、全ての小・中学校で全体計画を整えており、体験活動や教科等の学習を通して自分の将来を切り開く力や、望ましい勤労観を育む教育活動を意図的・計画的に進めています。その中で、実際に仕事を体験する職場体験学習が小学校にも広がりつつあります。1人の子どもが小・中・高と発達段階に応じながら職業に触れることは、自分に適した職業を検討したり、つきたい職業で求められる技能などについて考えたりすることにつながり、主体的に職業を選択する力の定着を可能にしております。市ではそのような活動が効果的に進められるように、各学校のキャリア教育担当者を対象とし、小・中連携した取り組みを具体化する研修会を開催するとともに、職場体験の場を提供していただく市内の事業所の体験プログラムや情報を各校に提供しております。地域の事業所での体験は、児童・生徒の職業の理解を深めるだけでなく、地域の再発見にもつながり、体験後の感想などからは多くの児童・生徒が地域に生きることへの考えを新たにしていることもうかがえ、大変うれしく思っているところであります。今後も、各校のキャリア教育が一層充実して、児童・生徒の自分の将来を切り開いていく力が高められるように、学校訪問を通して各校の取り組みについて指導してまいります。

また、多様な職業人の講話を研修会に取り入れて、指導者である教員の職業観を広げたり、新たな受け入れ事業所を開拓して、児童・生徒がより多様な体験ができるように努めてまいります。

横手市から将来優秀な人材が流出しないよう市全体で取り組む、そういったキャリア教育の一部分については、今後、議員の皆様とも、それから地域の皆様とも話し合いを重ねていく必要があると思っております。

以上であります。

○木村清貴 議長 立身議員。

○3番（立身万千子議員） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

順次、再質問させていただきますが、まず就学援助についてなんですけれども、準要保護世帯の認定基準を横手市ではいろいろ配慮して下さったことはありがたいと思います。実際、全国的に言えば、なかなか国が提示したとおりはできないという状況にある中で、これだけ工夫していただいたのは大変ありがたいです。

それで、部活動費のことなんですけれども、この前と同じお答えをいただきました。これは、そのときも私申し上げたと思いますが、特に中学校では、いわゆる帰宅部にならないようにと、先生方も親御さんも何らかの部活に入ることを勧めます。部活の費用というのは、私もわかっています。いろいろ違います。ですから、そこを全額とは言わないまでも、その何割かということで補助できる、そういう形で実現する方向には、いろいろなお話は出ていないでしょうか。

○木村清貴 議長 教育長。

○伊藤孝俊 教育長 市の大きな課題としては認識しております。しかし、何の手当を先にするかということになれば、順番としては全員に共通してかかるであろう費用を平等に負担していく方向性が何よりだろうと思います。現在の時点では、この改正によって一番被害が少なく済む方法をまずは考えたということでご理解いただければと思います。今後、いろいろな形で、部活動費については検討を加えてまいりたいと思います。

○木村清貴 議長 立身議員。

○3番（立身万千子議員） まず、わかりました。

次に、特別支援教育にお答えいただいたんですが、やはり一番悩んでいるのは、いわゆる発達障害のグレーゾーンのお子さんに対して、保育園や幼稚園で気がついてはいるけれども、なかなかそれが保護者に受け入れられないというところでのいろいろな悩みというのはいっぱい聞きます。そこをいろいろお話をされているんだなということはわかりました。今の話から、やはりこの就学サポートファイルすこやかというのは、結局、学校の特別支援学級に、そのクラスに入るための資料というふうに位置づけているということでもいいんですね。

○木村清貴 議長 教育長。

○伊藤孝俊 教育長 入るための資料というわけではなくて、その子の実態を、問題点を明確にして、その後どのような指導が最も適切であるか、参考資料でございます。

○木村清貴 議長 立身議員。

○3番（立身万千子議員） わかりました。そこ多分難しいと思いますが、結局、就学前の状態に対していろいろ気がつくというのは、やはり5歳児健康相談が一番の入り口だというふうに言われていますが、そこに至るまで、例えば子育て支援課、それから健康推進課というところとのタッグを組んで、個別に

言ってくださっているのは教育委員会で言ってくださっているわけですよね、保育園や幼稚園に。それをやはり子育て支援のほう、それから市の保健師さんたちが定期的に保育園、幼稚園の訪問をすれば、何かかにかの前進があるのではないかなというふうに私は思っているのですが、健康福祉部ではそのような話題というか、課題はないのでしょうか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 これからの横手市の方針としては、教育委員会も、その他部局とも、しっかりと縦割りでなく横割りという形で考えておまして、やはり学校教育と幼稚園・保育所というふうに分けなくて、やはりそのつながりがあるわけでございますし、また、高校から社会人に出るに当たっても、そういった特性を持つ生徒さんもいらっしゃるんで、社会人になったら、また福祉の分野にバトンタッチという部分では、その一連の流れがあるわけなので、どうしても縦割りだとまずいと思っております。ですので、その点のしっかりとした連携というものをこれまで以上に強固にしていかなければならないと思っておりますし、そうしていくように考えております。

○木村清貴 議長 健康福祉部長。

○柴田恒宏 健康福祉部長 5歳児の健康相談につきましては、受診の率も95%程度、ほぼ対象の方が、全ての方が相談を受けるというふうな状況でございますし、このうち検討相談が必要だというふうに思われる方については、相当数の方々を対象としております。そうした中で、それぞれ医師の方もお願いいたしまして検討会を催して、相談をするようにということで、かなりの活動はしてきておりますけれども、やはりその保護者の方がそういったお気持ちにならないとなかなか難しいという部分がございますので、こちらとしましても、子育て支援課、健康推進課、それから教育委員会、全て検討会構成員、タッグを組みまして、指導してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○木村清貴 議長 立身議員。

○3番（立身万千子議員） ありがとうございます。今以上に横の連携をよろしくお願いします。私たちもその中でつなげられるように努力してまいりますので、よろしくお願いします。

次、キャリア教育のほうに移りたいと思いますが、いろいろな取り組み、小・中・高という流れの中で取り組みをしていらっしゃるということは、非常にありがたいと思います。毎年聞くのは、結局パワーハラスメント、あと、ブラック企業というところで、これ都会の問題じゃなくて、この横手市内でも実際出てきたということが私は深刻だと思うんです。働くということに対して、例えば高校生になったらアルバイトなんかしますよね。それに対して、働かせられること、働くこと、それに対する知識を習得することなく、結局そういうところにアルバイトなり何なり行ってしまうというので、そこからずっと若者の人生がもう決まってしまう、転げてしまうというような事実があるのは皆さんご存じだと思います。そのような心身を病んでしまう若者が多いということで、ずっと以前も私、議会で一般質問の折、たしか長野県だったと思いますが、中学生の授業で働くこと、労働することの義務や権利について学習

する機会をシリーズでつくっているという例をたしかいろいろ話し合った記憶あります。高校生になってからでは遅いんです。そういう意味では、ぜひ中学校で授業に、労働協約までいなくても、働くことの権利と義務ということに対する授業に取り入れていただけないかなというふうに、また再三思うのですが、それはいかがですか。

○木村清貴 議長 教育長。

○伊藤孝俊 教育長 1つのご意見として伺っておきたいと思います。いずれ、かつては進路指導という形で指導が行われておりましたが、進路指導という言葉から受けるイメージのとおり、出口の指導が主体で、どこの高校に行かせるのか、どこの大学に行かせるのかというような傾向が非常に強くなったために、そうではなくて、将来、社会的にも職業的にも自立した大人にさせるための教育という大きな観点でキャリア教育というのが生まれてきた経緯があります。そういった意味で、今の問題も含めて、今後もキャリア教育という中身について、質の高まりと、それから横の広がりをもさらに研究していかなければいけないんだろうと思います。

また、一方では、例えば高校の事情を考えると、秋田県の場合、職業科と言われる工業、商業と農業と、農業県でありながら農業科の学校が大変少なくなっています。圧倒的に普通科が多い編成になっております。そういったもっと大きな社会的な問題も含めて、総合的に考えていかなければ、小・中学生以下に学校で将来の職業人として、社会人としてどうあるべきかを指導したとしても、具体的に社会の中で受け入れる場所がなければ机上の空論になるわけで、大きな立場で考えていく必要があるんだろうと思っています。

○木村清貴 議長 立身議員。

○3番（立身万千子議員） ありがとうございます。それについて、ちょっと重要なヒントというのがこの本にありました。これ、秋田大学の教授をされていた望月先生の著書なんですけれども、横手清陵学院の生徒たちによる家庭クラブの活動を支援して、研究した論文がここに入っています。これからのシティズンシップ教育というのがテーマなんです、シティズンシップというのは、ご存じのとおり市民権、市民性というふうに訳されていますけれども、結局、今、教育長がおっしゃったように、自立してこれから生きていくということがテーマだと思うんです。今、往々にしてボランティア活動、ボランティア教育というのはやられていると思いますが、それをただ地域の伝統行事に加わって、大人の人たちの言うとおりに動く、そういう手足的な役割では意味がないんだと。企画段階から主体的に加わって、自分たちの視点をちゃんと述べて、練り上げること、こういうことをしなければ、社会的な問題解決ができる、そういう社会人にはなれないということで、これには横手市の子どもたちが1年間活動をする中で、そのシティズンシップが身につけてきたということが実証されています。これ、経済産業省とか文部科学省でも議論されているテーマですので、キャリア教育というと、いかにもキャリアの偉い人になるという感じを受ける親御さんも実際いるんです。そういうのじゃなくて、なるべく日本語でいいですから、そういう実施主体的に加わって、自分の意見をきちっと述べられる、そういう子どもさ

んに育てていきたいということを教育委員会で重点を置いていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○木村清貴 議長 教育長。

○伊藤孝俊 教育長 シティズンシップについては、実は南中でもう既に取り入れて、それを道德教育等にも広げながら実は取り組んでございます。いわゆる将来の市民としてどう生きていくかという視点での考え方でありまして。キャリア教育という、先ほど申し上げたように大変大きな問題が含まれてございますが、非常に小さくコンパクトに言えば、どう社会とかかわって、自分らしく生きるかということについて考えを深めていくことだろうというふうに思います。将来的にはいずれ、できれば横手市であれば一番いいわけですが、いろいろなところで生活を行います。その地域で、その地域に合った生き方、地域が発展するための一役買う、そういった生き方をどう展開していったらいいか。そういった観点から、小・中学生のときから考えを及ぼすことができる、そういった機会をたくさん設けるということが、この後のキャリア教育の最も重要な視点だろうと思います。

議員のご提案なされた清陵学院の件も読ませていただきました。いかに自主的に子どもたちが問題意識を持って取り組む、そういった仕掛けをするか、それは各学校、これからどんどん考えを広げていかなければいけない部分だろうと思います。市教委としても、そういった観点から指導を加えていきたいと思っています。

○木村清貴 議長 立身議員。

○3番（立身万千子議員） ありがとうございます。どうかよろしくお願いします。

最後に、市長にお尋ねします。

昨日も本間議員が市長のお考えを聞かれた教育委員会制度の問題なんです。

2月15日付の魁新聞ごらんになったと思いますが、この社説に教育委員会の見直し論議が進まない。政治的中立性の確保をという見出しで、首長さんの権限が強くなることを非常に危惧している内容でした。

皆さんご存じのとおり、歴史を振り返れば、明治時代の支配層というのは、ヨーロッパの民主主義の影響の広がりに対して、教育で始末をつけるというふうにして教育勅語をつくりましたね。太平洋戦争のときに、最後まで神風が来る、神の国日本と、これを疑わなかったのは、そういった教育を受けた軍国少年であり、国民だと。その反省の上で、教育委員会制度は教育の民主性、自主性を守るために発足したことです。

今、全国で起きているいじめ自殺事件によって、昨年4月の朝日新聞の調査では、回答者の63%が教育行政に首長がもっとかかわるべきだとしています。住民の代表である首長が教育にものを言うのは尊重されるべきだと私も思います。ただし、それは話し合いであって、最後に判断するのは教育委員会です。

ゆうべ、ネットを見られた方はわかると思いますが、自民・公明両党は、地方自治体に首長主催の協

議体である総合教育会議の設置を義務づけるなどで、教育委員会制度の改革に合意したというニュースがありました。首長が策定権限を持つ教育行政の指針をその会議で議論するという報道でした。国民が望んでいるのは、首長の政治的意見で左右されない教育行政であって、きのうの市長の国の動向を見守りたいという答弁を私は心配しております。国の動向によって、教育の政治的な中立性、安定性が脅かされる恐れがあるからです。教育委員会制度を市長は改革すべきと考えておられるかどうか、それだけお尋ねします。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 昨日の答弁でも申し上げましたとおり、まず教育委員会の所管するテーマがすごく広いと思っています。ただ学校教育だけの問題ではないというふうにも思っております。社会教育の面もしかりでございます。当市においては、議会の発議によって、スポーツでまちを元気にする条例を制定した際にも、そのさまざまな所管と絡む教育委員会とのやりとりの中で、教育委員会の権限の範囲とかというものは、痛感というか、されたんだと思います。その部分は共有しているんだと思っております。ですので、ちょっと何でもかんでも政治が教育に対してもう強引にとやかくというのは、やはり中立性を持っていないといけないというのはもちろんではございますけれども、そもそも人を育てるということは永遠の課題ですし、今後その社会の基礎となるベースでございますので、そういった意味では幅広い意見を取り入れながらやっていかないとはいけないと思っておりますし、今後、これから、今も抱えている横手の問題・課題に対しては、住民一人一人の意識の改革もしていかないとはいけないと思っておりますし、諸問題に対して、一人一人が問題意識を持っていただくということが、これからのさまざまな問題・課題の解決の糸口になっていくと考えております。そういった意味では、教育委員会と我々市長当局とのもうちょっと横のつながりというか、そういったものはしっかりしていかないとはいけないというふうにも考えております。

また、万が一の不幸な不祥事などが、起きないことを願っておりますし、当市の教育委員会もその点に関しては精いっぱい努力をしていると私も思っておりますけれども、その万が一が残念ながら起きてしまったときのその責任の所在であるとか、それは任命した責任も私にはあるわけでございますけれども、なかなか横のつながりがいろいろな、県、教育事務所とかさまざまな、きのう言ったとおり、文科省あって、県教委あって、教育事務所があって、市の教育委員会があってというそういう構造、仕組みそのものが完璧であるとは私は思っておりませんが、さまざまな関係団体や機関と絡む問題があるので、横手市のみで何とかなるものではなかなかないのかというふうにも、ということで見守りたいという発言はそういう意味でございますので、よろしく申し上げます。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午前11時5分といたします。

午前10時55分 休憩

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 土 田 百合子 議員

○木村清貴 議長 7番土田百合子議員に発言を許可いたします。

7番土田百合子議員。

【7番（土田百合子議員）登壇】

○7番（土田百合子議員） 皆様おはようございます。

公明党の土田百合子でございます。

お忙しい中、また、足元の悪い中、議場に足を運んでくださり、大変にありがとうございます。

昨年からの大雪による果樹被害やハウスの倒壊など甚大な被害が発生し、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、雪の作業中の事故でお亡くなりになられた方々に衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

当市では、1月14日に大雪対策本部を立ち上げ、市民の安全・安心のために昼夜にわたる除排雪作業に全力で取り組んでいただき、大変にありがとうございました。心から感謝申し上げます。

1月19日に公明党の若松謙維参議院議員の突然の視察の依頼にもかかわらず、高橋市長がわざわざ大仙市の駅までお迎えに来ていただき、対応してくださいました。本当にありがとうございます。また、副市長を初め、担当の部長の方々にもご協力をいただき、大雪で枝折れの被害に遭ったリンゴ園を視察することができました。その後、若松謙維参議院議員が総務委員会での質疑で、横手市の豪雪被害への対応を取り上げていただいております。このような国会議員とのネットワークで、現場の声を国政に、市政に届けてまいりたいと決意いたしておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

初めに、1番、組織機構改革についてであります。

1点目に市長室の横手庁舎への移転についての経緯につきましては、新政会の会派代表質問等で、市長が新年度からより市民とのコミュニケーションをとりやすい環境と機会をつくるためとの強い思いはよくわかりました。しかしながら、昨年12月定例議会で、私はこれからの市政運営とまちづくりについて一般質問しております。そのときの市長答弁では、本庁の位置づけについては、横手庁舎へ市長室を移動し、地域局の位置づけについては現状の体制を維持しつつも、地域局の機能の精査を行い、スピーディーで機能的な体制づくりをすすめてまいりますとの答弁でありました。私は、市長が横手庁舎で市政発展の第一歩の指揮をとられることについては、本当に心から歓迎をいたしました。

しかしながら、今議会の施政方針では、幾つかの部署も同時に移動を行うこととして、横手地域局を南庁舎へ移転することが記されております。正直に申し上げまして、まさかこのようなことになるとは想像すらできないことでありました。

新市長が誕生し、今、一体感を持って市政運営をなさろうというこの時期に、横手地域局が南庁舎へなぜ移転しなければならないのか、大変に疑問であります。少なくとも、年間1,000人の市民の方々が、特に冬期間でありますけれども、産業建設課に流雪溝や除雪のことで駆け込んでおります。このことについては、移動後にくらしの相談課のほうでしっかりと対応するとの説明でありましたが、もう少し時間をかけて、現在の市長の思いを語ってくだされば、横手地域の皆様からも理解していただけることと思えます。

また、移転費用には2,300万かかるとの説明でありましたが、予算書には1,300万円の記載であり、マスコミ報道でもそのように報じられております。市民からは、1,300万の引っ越し費用としか映らないわけであります。しかしながら、あとの1,000万は予備費で、議会中のさなかに、既に横手地域局の移動の準備が始まっております。本庁舎の住所変更の条例、予算も通っていない中で推し進めてよいのでありましようか。市長が市会議員のときに一番嫌ったやり方であります。予備費とは緊急時に使用するものであり、議会の承認もなく、このようなやり方では市民への説明責任を果たすことができませんでしょうか。

横手庁舎が建設されて25年の歴史があり、ここ地域局周辺には約94の町内、3,902世帯が暮らしております。横手地域の皆様へ周知がないままの移転については、余りにも強行的で、市民目線からは理解しがたい状況にあります。いま一度立ちどまり、市民の理解が得られる市政運営をすべきであると思えます。市長のご見解をお伺いいたします。

2点目に、市政運営についてであります。

市政運営に当たり、市民の現場の声を吸い上げ、集約し、議会との十分な議論の中で方向性を定めるべきであり、市長の判断だけで推し進めて大丈夫なのか、私は心配であります。これからの市政運営のあり方についてお伺いをいたします。

次に、2番、高齢化に伴う除雪についてであります。

当市では、ひとり暮らし高齢者等に雪おろし、雪寄せ支援事業をシルバー人材センターや建設業者などに依頼して実施しております。平成25年度利用者登録世帯数は430世帯と、年々その数は増えている現状があります。4年連続の豪雪と一気に降り積もる雪に、屋根の雪おろしや間口の雪寄せにすぐ対応していただくことが困難になってきているとの市民相談が寄せられております。ひとり暮らし高齢者等雪おろし、雪寄せ支援事業の現在の抱える課題についてお伺いをいたします。

2点目に、間口除雪については、雪寄せ作業を請け負う事業者が不足し、断られる現状があると伺っております。県内の間口除雪については、さまざまな取り組みがなされているようであります。秋田市の例を挙げますと、雪が少ないためにできると言われそうでありますけれども、今回除雪ボランティアで入っていただいた総合電機通信工業の社長さんから秋田市の間口除雪のことを伺いました。秋田市の場合、事前に登録した65歳以上の高齢者だけの世帯、身体障害者だけの世帯、65歳以上の高齢者と身体障害者だけの世帯を対象に、道路除雪の際に生じた雪の塊などを寄せております。秋田市が除雪する道

路に面した玄関先と、必要最低限の車庫の前に限るといった内容であります。このような対策を横手市でもできればと感じた次第であります。今後、ますます進む高齢社会の除排雪のあり方を検討する時期に来ていると思います。次期総合計画の策定の中で、建設業者との連携でひとり暮らしの方を地図に記入して除排雪できるような仕組みづくりを検討すべきであると思いますが、お考えをお伺いいたします。

次に、3番、静町上小屋幹線道路拡幅についてであります。

現在の既存の道路は狭く、通常の冬場でも車両の交差ができないばかりでなく、わだちや吹きだまりができ、県道横手・大森大内線、大曲・横手線から町内への緊急車両の出入りができないといった状況がございます。昨年、前市長へ上八丁町内会の皆様とともに要望書をお届けしておりますが、今後の計画についてお伺いをいたします。

また、昨年の9月定例議会において、静町上小屋幹線延長線上の農道を拡幅し市道にとの請願を議会に提出し、採択されております。平成27年度から農道周辺の基盤整備が行われる予定であり、静町上小屋幹線道路拡幅と延長線上の農道を拡幅整備し、市道として使用できることについてのお考えをお伺いいたします。

次に、4番の子ども安心カード（仮称）についてであります。

平成25年9月定例会において、群馬県渋川市の例を取り上げながら、子ども安心カードの作成について一般質問しております。渋川市においては、子ども安心カードの対象は市内の小・中学校と幼稚園であり、保護者の勤務先のほか、緊急の連絡先や子どもがこれまでににかかった病気、お薬、各種アレルギーの有無、かかりつけの医療機関の連絡先などが記載されております。安心カードは、保護者に個人情報の外部提供の同意書を配付し、同意を得た場合に限り行うものであります。緊急時に救急隊員へ速やかに情報提供することで、医療機関の関係者が早い段階で適切な処置ができ、特にアレルギー疾患は緊急を要するケースが多く、正確な情報が欠かせないと感じております。今年度4月から新給食センターでアレルギー対応の給食がスタートするに当たり、提案したものであります。前教育長答弁では、前向きに作成の方向で検討するとの答弁をいただいておりますが、どのような検討がなされたのかをお伺いいたします。

これで壇上からの一般質問を終わります。

最後に、このたび退職される職員の皆様、長い間市政発展のためにご尽力を賜り、心から感謝申し上げます。これからも健康に留意されて、大満足の人生となりますことを心からお祈り申し上げます。今後ともご指導、お力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

ご静聴大変にありがとうございました。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 土田百合子議員からは、大きく4点のご質問でございました。

私のほうからは、1番目、2番目、3番目のほうを答弁をさせていただいて、4番目の質問に対しま

しては、教育長より答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の組織機構改革についてのご質問でございました。2点ございますが、まず1点目の横手庁舎の移転についてお答えをいたします。

先日の答弁でも申し上げましたが、私は常に市民目線で政策を進めていくことを第一に考えております。今回の移転につきましては、市民の皆様と直接会うことができる場所、コミュニケーションを図る機会が多くある場所である横手庁舎に市長室を移転することから始まり、附帯する部署の移転もあわせて検討しており、横手地域局、地域振興課、産業建設課及び農業委員会事務局も移転することとしております。しかし、これら以外の横手庁舎1階の各窓口、2階の税務関連窓口、4階の福祉関連部署などは今までと同じ場所にありますので、これまでどおりにご利用いただけます。移転となります横手地域局、地域振興課及び産業建設課につきましては、一部を統合して南庁舎へ移転し、一部は平鹿地域振興局へ移転して業務を継続します。農業委員会事務局につきましても、横手庁舎から南庁舎に移転して業務を行います。しかしながら、これら移転した部署に関連する窓口関係業務につきましては、総合窓口化を進めていく中で、1階窓口をより充実させることにより、市民の皆様にご迷惑をおかけすることなく、横手庁舎でも引き続き承ることができるように検討しております。今回の移転につきましては、決してお客様の利便性を損ねることがないように配慮し、これまでよりも取り扱い窓口が増える形となるよう努力してまいります。

スピード感を伴った決定が性急さと捉えられてしまうことは私の本意ではなく、非常に残念な限りではありますが、先例にとらわれず、素早い決定を下すことが肝要だと心得ております。市民の皆様、議会の皆様には、ぜひともご理解をいただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、市政運営についてのご質問でございました。

私が市政を運営するに当たり、最も大切に考えていることは市民の皆様との日常におけるコミュニケーションであります。市民の皆様が市長室においていただくこと、また、時には私みずからが市長室を出て、市民の皆様から直接声をお聞きする中で、議会、そして市民の皆様のお思いと私の政治に対する公約がお互い通じ合うような市政を進めてまいります。いただいたさまざまな意見をもとに、常に市民の皆様が目線で考え、互いに理解し合った上で、市政の両輪である市議会と議論を深めながら、具体的な政策に反映してまいりたいと考えております。

続きまして、高齢化に伴う除雪について2点ご質問がございました。

1点目のひとり暮らし高齢者など、雪おろし、雪寄せ支援事業の抱える課題についてお答えをいたします。

今年度雪おろし支援事業は、92業者から協力いただき、652世帯を対象に実施しました。1月中旬には作業依頼が殺到し、休日返上で対応していただいたところですが、依頼された方々は10日から2週間以上待っていただく事態となり、作業依頼が一時期に集中した際の対策が課題となったところです。

また、雪寄せ支援事業は、427世帯が利用しております。シルバー人材センターの人材不足から、7

業者と市民11人に協力いただき、何とかこの冬を乗り切ったところですが、利用世帯は今後も増えることが予測され、支援事業者の不足はますます深刻になるものと考えております。

この事業は、高齢者世帯などの生活を支える必要不可欠なものとなりましたが、多くの課題を抱えています。今後は、ボランティアの受け入れ体制整備や広域的な支援の確立など、さまざまな支援方法を模索して、事業の継続に努めてまいります。

続きまして、2つ目の間口除雪についてのご質問でございました。

間口への置き雪対策につきましては、市道除雪の重要課題であると認識しており、道路除雪の際には置き雪に配慮しながら作業を行っておりますが、現実には全ての置き雪を解消することは大変難しい状況にあります。県内での置き雪対策の取り組みは、大仙市において福祉施策の面から、高齢者や体の不自由な方を対象に間口除雪を請け負った業者が有償で、道路除雪後の置き雪を人力または機械により処理する支援事業を行っている事例があります。

また、議員お話しの秋田市であります。除排雪作業にあわせて事前に登録していただいた世帯の間口に置かれた雪塊を取り除くサービスを道路管理者が実施しているとのこと。今冬の登録者数は2,269件で、出動回数は排雪作業時も含め5回程度行ったそうであります。ちなみに、秋田市の今冬の降雪状況ですが、10センチ以上の降雪日は5日であります。当市横手市では、10センチ以上の降雪日は41回を数え、20センチ以上の日は16回を数えております。このように降雪状況が秋田市とは全く違う状況にありますので、今後このような取り組みの実効性などについて、市内建設業者、建設業関係団体などとの意見交換を検討するとともに、県内外の先進的な取り組み事例について情報収集を行いながら、市の総合雪対策基本計画にある市民協働の面からもよい方策がないか、さまざまな角度から分析を加え、間口除雪対策について検討してまいります。

また、先ほど土田議員から壇上でのお話でございました、総合電機通信工業並びにさまざまな会社、団体、そして個人のボランティアの方々におかれましては、当市の雪の状況を心配して、さまざまな難儀を、ご尽力おかけいたしました。改めて、この場をお借りいたしまして、感謝、御礼を申し上げる次第でございます。

続きまして、静町上小屋幹線道路拡幅についてのご質問でございます。

市道静町上小屋幹線の拡幅につきましては、平成26年度当初予算案において、集落内の改良に向けた測量調査費を計上しております。また、お尋ねの農道部分につきましては、圃場整備事業が予定されている区間内にあるため、その中での道路用地の確保に向け、関係機関と協議を進めることとしております。現在、計画地周辺では、統合小・中学校に関連して、境中央線や静町赤坂線などの拡幅事業も近接して行われていることから、市全体の事業バランスなども考慮しながら、あくまでも集落道路としての整備を目指し、事業実施時期などの検討を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○木村清貴 議長 教育長。

【伊藤孝俊 教育長登壇】

○伊藤孝俊 教育長 議員お尋ねの4つ目の子ども安心カードについてお答え申し上げます。

子ども安心カード作成につきましては、学校では保健調査票などにより児童・生徒の健康状態を把握しており、緊急時の救急車搬送の際には、教職員が同乗しながら救急隊へ状況等を説明し、対応しているところでもあります。

これまで消防本部、子育て支援課等と協議をしてきたところですが、重い病気や極度のアレルギーを抱えているなど、子どもの既往症など保護者が同意した内容に限り消防本部へ情報を提供することで対応したいと考えております。そのことで、学校内外において緊急時の迅速かつ適切な対応が図られ、より安全な対策となるものと考えております。

この取り組みにつきましては、新年度から行ってまいります。具体的には横手子ども救急カード、仮称ではございますが、の作成を考えております。保護者から申請していただく内容等については、今後、消防本部と協議をしながら進めてまいります。また、個人情報保護の観点からも、子どもたちのデータを関係部署と消防本部とともに管理徹底を図り、子どもたちの安全をしっかりと守ってまいりたいと考えております。

なお、保育所、保育園、幼稚園につきましても、市長がこれまでも答弁しているように、部局横断等で同様の対応ができるように協議をしてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○木村清貴 議長 土田百合子議員。

○7番（土田百合子議員） ご答弁大変にありがとうございました。

それでは、初めに4番のほうからお伺いをしていきたいと思えます。

前教育長の答弁の方向で検討くださいまして、本当にありがとうございます。このたび救急カードで対応していただけるということで、新給食センターがスタートするに当たって、やっぱり一緒にスタートできることを心から感謝申し上げたいと思えます。

先ほどもお伺いいたしましたけれども、部局横断というお話がございましたけれども、具体的には子育て支援課との相談になろうかと思えますけれども、どのような形で進められるのかお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 教育長。

○伊藤孝俊 教育長 この件に関しましては、いわゆる学校内外、学校の中または保育所の中で起こる事例につきましては、担当職員がついているわけで、そういう意味では安全・安心に救急搬送できるわけですが、問題は学校外、保育園外等で起こった場合、なかなか子どもの状況を知らせることができにくい状況になります。そういった点で、事前に重篤な既往症のある場合、もしくは、例えば血液型が特殊であるとか、それからアレルギー体質であるとか、そういった部分については事前に消防署と連携をして、情報を集めておくということが非常に有効だろうということで、今、話を進めているところ

であります。

保育所等に関しては、子育て支援課との連携も必要でありますので、今現在、こういった内容についてカード化するのか、情報化するのかについて詰め協議をしているところでございます。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） それでは、新年度4月からスタートというお考えでよろしいのでありまじょうか。

○木村清貴 議長 教育長。

○伊藤孝俊 教育長 この件については、いずれ消防署、委員会、子育て支援課等でその内容について共有できた時点で、今度は学校のほうにご説明して、それから保護者の了解を得なければいけませんので、4月以降、新体制になってすぐ、この協議を始めたいと思っています。実際に保護者のほうへそういった資料が配られるのは、恐らく連休明けごろになろうかと思えます。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

救急本部との連携を密に、子どもたちの安全・安心のためにご尽力をいただきたいと思えます。例えば、救急本部でそのカードをいただいてからの作業になるわけなんですけれども、どのような対応になるのかお伺いをしたいと思えます。

○木村清貴 議長 教育長。

○伊藤孝俊 教育長 先ほども申しましたように、基本的には、学校には保健カードはもうこれまでも準備してございます。問題は学校外、保育所外で起こった場合の救急処置ができるだけ素早く適切にというところが多分ポイントになるんだらうと思えます。したがって、情報を消防署のほうでデータベース化する作業というのが必要になってくるんだらうと思えます。カードを作成することは作成するわけがありますが、そのカードの本体は各学校で保管しているという状況で、ミスがないように努めてまいりたいというふうに思っています。

○木村清貴 議長 消防長。

○伊藤弘明 消防長 いただいた情報については、通信指令課、それから救急隊など、部内での情報共有を図りまして、当該児童・生徒の救急事案が発生した場合に、適正な救急搬送に活用させていただきたいというふうに考えております。

ただ、提供される情報というのは、特に子どもさん方の微妙な個人情報にかかわりますので、限られた部署での情報管理というようなことを考えております。

以上です。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） ありがとうございます。何とぞよろしく願いいたします。

平成24年9月議会におきまして、アレルギー対応のマニュアルなどを作成し、取り組むことを提案し

ております。また、牛乳を飲めない児童においても、お茶のパックで対応していただきたいとの市民要望をお願いしておりますけれども、お話できる範囲で、お話をお伺いすることができればと思いますけれども。

○木村清貴 議長 教育指導部長。

○佐藤稔 教育指導部長 4月より新横手学校給食センターが開設されまして、7つの学校給食センターから4つの学校給食センターへというふうになります。これまでアレルギー対応につきましては、それぞれ各学校給食センターで対応が大変まちまちでありました。もちろん施設の問題もあるわけですが、今後はアレルギー対応につきましては、その対応マニュアルに基づきまして、4つのセンターで統一した対応を進めていきたいということで、進めております。具体的には、アレルギーの原因食品の中でも最も多い鶏卵、それと牛乳、乳製品に絞りまして、除去食、代替食を提供しながら食物アレルギー対応を進めていきたいというふうに考えているところです。

ただ、議員もご承知のとおり、一概に個人差が非常にあるものですから、現在、今、学校で保護者、それから学校の職員、それから学校給食センターの職員等が入りまして、個別の相談会を進めているところです。絶対事故を起こしてはいけないという考えで、今進めておりますので、4月当初からしっかりそのアレルギー対応食が間に合うように、安全でおいしい給食提供ということで目指して取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、牛乳を飲めない児童が200人以上いるわけなんですけれども、お茶のパックで対応していただきたいという要望についてはどのようなお考えなのかお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 教育指導部長。

○佐藤稔 教育指導部長 現在、牛乳につきましては、全く飲めないという子どもさんにつきましては、牛乳の停止の形で、最終的に代金をお返す形をとっております。子どもさんの多くは、自分の家からお茶とか持ってくるような形で進めております。今のところ、飲用牛乳につきましてはそのような形で、まず進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） やはり牛乳を停止している児童に対しましてお茶パックというのは、なかなか難しいという先回の答弁でございましたけれども、少し落ちついた段階でこういうことも検討していただきたい。親御さんにしてみますと、やっぱりみんな牛乳を飲んでいるときに、自分の子どもさんが何も、家庭から持ってこられる方はよろしいんですけども、持ってきていない方は飲むことができないので、何とかお茶で対応できないだろうかというご要望でしたので、何とか検討のほどよろしく願いしたいと思います。

次に、静町上小屋幹線道路拡幅についてでありまして、今年度は測量調査に入るということで、今日町内会長さんが来ているので、大変ほっとしていることと思います。でありますけれども、住民要望の中には歩道の設置のお願いがございまして、その考え方についてはどのようなお考えなのかお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 静町上小屋幹線につきましては、あの地域の全体を考えた道路形態を考えますと、北側には境中央線、また、西側には金沢吉田柳田線、県道でございまして、また、東側は県道大曲横手線等でございます。そういった幹線道路に囲まれた場所でございますので、幹線道路としての整備ではなくて、やはり先ほど市長が申し上げましたように、集落道路としての整備ということで、陳情の中でもお話のございました車が交差できないと、また、吹きだまり等が発生するというそういう状況を改善するための工事として計画をしております。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） ありがとうございます。そういう形で整備を進めていただけることと、また、例えばその道路の中心部に待機する場所の設置というのは考えていらっしゃるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○木村清貴 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 待機場所を特に設けなくても、車が交差できる幅員幅を確保したいと考えてございます。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） 何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、静町上小屋幹線道路拡幅とその延長上の農道を拡幅整備して、市道に使用できることについてのそのお考えなんですけれども、道路用地の確保は進めていくということでありましたけれども、どのぐらいの道路の幅を予定されているのかをお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 来年度調査を実施します集落内と同等の幅、幅員等を考えております。ただ、これにつきましては、圃場整備事業を県のほうで実施するわけでございますけれども、そちらのほうとも協議が必要な事項でございますので、今後詰めてまいりたいと思います。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） ありがとうございます。なかなかその歩道の確保は非常に厳しいということでありまして、待避所の設置もその中でしっかりと検討をしていただきたいなというふうに考えておりますけれども、その点については延長上の農道の拡幅の中に待避所を設置するということは可能なものなのでしょうか。

○木村清貴 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 待避所を特に設けなくても、通行可能な幅員で考えたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。現在のところでございますけれども、実際調査してみないと、その辺変更になる可能性ございますけれども、一応8メートルで考えてございます。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） ありがとうございます。8メートル道路ということでしょうか。ああ、そうですね、ありがとうございます。

○木村清貴 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 すみません。私の個人的な思いですけれども、申しわけございません。勘違いかもしれないです。6メートルから8メートル程度の中で検討させていただきたいと思えます。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） ありがとうございます。やはり8メートル道路で検討していただければ、本当にありがたいとこのように思います。ただ、やっぱりいろいろ困難なこともあると思いますので、そこら辺のことについては、交差ができる場合でも、冬期間になるとどうしても交差できないことがございますので、その点についても検討していただければというふうに思います。本当に建設部長には、大変これまでもお世話になりまして、ありがとうございました、本当に。

それでは、2番の高齢化に伴う除雪についてでございます。

やはり最近、本当に一気に降り積もる雪おろしや、間口の除雪については、非常に大変になってきている現状がございます。その中でも、間口除排雪について、最近市民の方から一気に掘り起こした雪をそのままに置いていかれると、非常に最近では高齢化が進んできて、そういう点の配慮されるような除雪にできないかというようなお話がございました。それで、今回、秋田市のそういう取り組みをお伺いいたしまして、先ほども配慮しながらやっているという、本当に気持ちの部分でありますけれども、秋田市においては、地図の中にひとり暮らしの方の住宅地図をしっかりと記入されておりまして、頭に入れてやっているそうなんですけれども、やっぱりそういうオペレーターの方がそういうところを頭に入れてすると、また、しないのでは、非常に違うんじゃないかというふうに、大変かもしれませんけれども、そういうことができたらなというふうには思ったものですから、こういう提案をさせていただきました。でも、現在は地図上に、除雪するところにひとり暮らし、ふたり暮らしとか障害者の方の記入は地図の中にされているのかなのかをお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 除雪体制の中では、そのような情報については、特に持ち合わせてございません。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） それができるかできないかは別といたしまして、やはり地図の中にひとり暮らし、ふたり暮らし、障害者等の記入することによって、先ほどの言われた配慮という形につながっていくのではないかなというふうに思いますので、その点についても、除雪する期間というそういう形と

あわせて、そういう印というか、つけて、そういう除雪の仕方ができないものなのかというふうに思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○木村清貴 議長 建設部長。

○照井康晴 建設部長 なかなか難しい問題がそこにはあるかと思っております。いずれそういった間口の置き雪対策については、福祉サイドともどのような方法があるかにつきましては、検討を重ねてまいりたいと思います。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） ありがとうございます。やはり高齢福祉の視点を除雪の中にも組み入れていただいて、除雪のあり方というものを検討していただければというふうに思いますので、なかなか連携と言われましても、非常に厳しいところがあると思うので、やっぱりそういう大きな基本計画を策定する中でそういうものを検討していかないと、なかなか縦割りですので、この問題、私は最初にどっちなんだろうなというふうに、高齢福祉になるのか、それとも建設部になるのかというふうに大変悩みました。ですから、やっぱりそういう大きく市が動くときに、計画が動くときに、こういう高齢社会の除雪のあり方について検討していただければと思うんですけども、市長はどのようなお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 どの除雪の作業員においても、高齢者、障害者問わず、まず意図的に間口に大量に置くとして置いているわけではないという現状があるかと思っております。恐らく点々と家が離れて、もしくは片側のみに家並みが続いているとか、そういったところは逆に雪寄せる方向をその家並みとは逆側に寄せたり、1軒1軒を最大限の配慮をしながら、時間内に決められた道路をしっかりとやっていただいていると思います。ただ、物理的に全てそういった間口に雪を置かないということは、まず不可能でありますので、ただ、今のところはそういった形で、オペの方は最大限の、どの家に対しても配慮をいただいていると思っておりますし、その作業員に対してそこまで求めてしまうと、ものすごい軒数がある地域なんかは、かなり厳しいのかなというふうな実感もございます。ただ、実際に高齢者、また、福祉的な助けが必要な世帯につきましては、今後もしっかり福祉サイドのほうでいろいろと検討しながら進めていかないといけないと思っておりますし、そういった世帯数はこれからも増えていくと思っておりますので、それこそ共助ということも促しながら、取り組みを検討してまいりたいと考えております。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） ありがとうございます。やはりこういったこれから、今もそうですけども、困っている課題につきまして、市でもしっかりと間口除雪のことにつきまして、建設業者との委託の関係とかいろいろあると思っておりますけれども、高齢福祉、また、建設部、そういう情報を交換いたしまして、しっかりと対策を講じていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、1番の組織機構改革の移転についてであります。

このことにつきましては、私の思いとしては、やはり住民に説明のないままにこう一方的な形で南庁舎に移動してもよいのかという、また、内部調整もなかなかされていない中で、もうこの議会始まってからも、予算とか対応の仕方がころころと変わっている現状があります。それは相当やっぱり市の職員の方にも無理がいつているのではないかなというふうに私は思いますので、そんなにスピードをあげなくても、市長の思いを市民にお話をさせていただくことで、それを全面的に市民は協力するという方向であると思いますので、必ずしも4月1日スタートというふうにならなくても、私は十分な市民への周知をしてからでも遅くはないのではないかなというふうに考えますけれども、この点については周知のないままにスタートしていくということについての、これは市民からも説明責任というか、受けると思いますので、その点についてどのようなお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 ただいま土田議員からご指摘ありましたように、市民の皆さんに対する周知の部分というのは、やはり手薄なことはあるというふうには認識しております。ただ、議会の皆さんから、19日の日にご審議いただくわけですけれども、それまでの間も含めて、考えのほうはこの場を借りたり、いろいろな場で市長のほうからも説明をされていくということにはなります。19日議決をいただいた暁には、直ちに今手持ちの、例えばFMでありますとか、広報でありますとか、それから回覧板でありますとか、そういうものを最大限に使いまして、市民の皆さんにご理解いただけるような周知の方法を徹底して考えていきたいというふうな準備を進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） そうしますと、移動してからの結果報告という形になって、総合窓口においてそういうふうな対応をしていくというお話でございましたけれども、やはり市民にしてみると、そこに行ったときに、もう既に庁舎は移動してあって、そこで対応できればいいんですけども、対応できない場合は、ここから南庁舎に行くという形に、そういう形になるというふうに考えられるのではないのでしょうか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 そういったたらい回しにならないような、ちゃんとしっかりとした配置を検討しております。また、議決をいただかないとなかなか、そこから即周知という形を考えておりますので、その点につきましては、事前にとすることは、市当局のほうから周知というのはなかなか難しいのかなというふうにも思っております。何はともあれ、私は来年度から新しい体制で、新しい予算のもとにしっかりと進めていくためのまず第一歩ということでございますので、何とぞご理解いただきたいと思っておりますし、また、これまで以上に市民の皆様があっち行ってください、こっち行ってくださいというようなたらい回しにならないような仕組みづくりというものもこれからしっかりと進めていきたいというふうにも検討しております。

また、私の市長室が移転してからにおいても、住民の皆様が混乱を来さないような体制で臨むことになっておりますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） やはり新しい体制で一步を踏み出したいというそういう思いは非常に強く伝わってまいりますし、理解もできます。ただ、12月議会の一般質問では、横手庁舎を南庁舎に移すという市長にはそういうお考えはなかったのではないかというふうに私は思うんですけども、なぜ途中から変わってしまったのかということは、私、非常に不思議に思うんですけども、その点についてはどうですか。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 今、この庁舎でできる諸手続はこのままやれるわけでございます。ただ、向こうというか、今の本庁舎がある場所にも、もちろん窓口がないにもかかわらず、間違っって横手市役所本庁というふうになっているものですから、市民の皆様がそこに行けばやはり全てが何とかなるようなイメージをいまだに持っていらっしゃる方がおまして、私に会う目的でない市民の方が間違っって本庁舎に訪れて、私自身も大変申しわけないですけども、横手地域局に行ってくださいと言った、そういうことを促した件も実際にごさいました。そういった意味で、今の本庁舎がある場所でも、ある一定の対処ができるようにという配慮から、今回そういう窓口を設けたということでございます。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） やはり市民が一番困るのが、産業建設課の移動によって、市民の利便性、やっぱりこれは低下することは間違いないですよ。これまでここに来て、いろいろ地図を見ながらいろいろ除雪のお願いをしに上がっているわけですし、できれば南庁舎に移動にと譲ったとしても、担当の職員というのは10名ほどなんですよ。やっぱりこの産業建設課をここに置くことの検討はできないものなのをお伺いしたいと思います。

○木村清貴 議長 総務企画部長。

○浮嶋伸 総務企画部長 いわゆる除雪の問題とか、この地域、地区の流雪溝の問題とかあるというのは存じ上げております。ただ、前からも何回もご説明させていただいておりますが、例えば横手の産業建設課がその仕事をするんじゃなくて、横手市役所全体で考えていきたいというふうなことでございますので、例えば議員がご心配のようなことにつきましては、くらしの相談課の窓口対応を広げるとか、そういう部分で同じこの庁舎の中で解決できる方法を検討しておりますので、その点につきましてはご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○木村清貴 議長 土田議員。

○7番（土田百合子議員） やはり私が一番心配するのは、全てこのようなやり方で市政運営がなされていくのかというところが非常に心配なんです。やりたい方向に進めていくとすれば、住民、また、庁

内の調整、やっぱりそういうしっかりとした裏づけの中でやっていかなければ、こういう混乱を招くような、市民に本当に迷惑をかけるようなことになっていくのではないかというふうに私は思います。やはり先日の一般質問の中にもありましたように、形にこだわるよりも、やっぱり体制をしっかりと整えながら、足場をしっかりと組みながら市政運営をお願いしたいというふうに思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時5分といたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時14分 再 開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正の申し出について

○木村清貴 議長 建設部長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

建設部長。

○照井康晴 建設部長 午前中の土田百合子議員の静町上小屋幹線道路拡幅についてのご質問の中で、幅員について8メートルと申し上げましたが、正しくは、今後行われます関係機関との協議、また、現地調査測量等を踏まえて検討してまいりますに、ご訂正のほどをお願いしたく、議会のご了承をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

◇ 奥 山 豊 和 議 員

○木村清貴 議長 12番奥山豊和議員に発言を許可いたします。

12番奥山豊和議員。

【12番（奥山豊和議員）登壇】

○12番（奥山豊和議員） 会派市民の会、奥山豊和であります。よろしく願いいたします。

前回に引き続き質問の機会をいただきました。大変ありがとうございました。

まず冒頭に、先月、横手第二工業団地に焼き鳥などの製造を行う日本一フード秋田株式会社横手工場がめでたく竣工いたしました。日本一フード秋田株式会社は、昨年10月、経済産業省と農林水産省の事業であります、いわゆる農商工連携促進法に基づく認定を受けられました。

秋田県は紛れもない国内有数の農業県でありますし、市長も日本一食の生産に適した地であるということを、今回の施政方針を初め、いろいろな場面でおっしゃっております。しかし、農産物の生産はピカーであっても、それを加工し、付加価値を高めていくという努力は、まだまだ他県に比べおくれをと

っているというのが現状であります。

農林部の新設、そして品質と味はどこにも負けないと市長がおっしゃるように、横手市は農業を起点とする産業振興を推進しており、まさに生産と加工、流通を結びつける6次産業化の推進が叫ばれて久しい今こそ、このような民間の活力を借りた形での基幹産業たる農業への取り組みも重要であります。

また、従業員70名のうち52名は地元採用、3年以内をめどに100人までに増やしていただけるとのことです。横手市の雇用と地域経済活性化の牽引役として、また、日本の農商工連携のモデルとして、日本一フード秋田株式会社が地域に愛される地元企業として歩んでいけるよう、私もこれまでのご縁に感謝をしながら、今後の発展をお祈り申し上げる次第であります。

それでは、質問に入りたいと存じます。

まず、大きな1点目、雪対策についてお伺いいたします。

昨年11月の降り始めから断続的な大雪に見舞われ、年明けには平年の3倍に及ぶ積雪深を記録するなど、市民生活にも多大なる影響を及ぼした4年連続の豪雪でありました。除雪作業に当たる作業員の皆さん初め、皆様のご苦勞に心から敬意を表したいというふうに思いますし、市内外から本当に多くのボランティアの皆様方から多大なるご協力をいただきましたこと、私からも感謝を申し上げたいというふうに思います。

市長は、この豪雪を特別なことではなく、平時のこととして取り組んでいくというふうにおっしゃっておりますが、果たして現状の体制で十分な対応ができていると言えるのでしょうか。今後、住民要望にきめ細やかに答え、対応していくためにどうすべきか。次年度以降に向けての課題について、どのようにお考えなのかをお聞きしたいと存じます。

次に、財源の確保についてであります。

除雪費は、先日の3億円の追加補正により総額15億6,000万を超えるなど、合併後最大規模の除雪費となりました。除雪費の追加補正は、1月臨時議会に引き続き2度目となっており、歳入への繰り入れは財政調整基金によるものでありました。来年度予算は除雪費を10億円計上しているようですが、毎年このこととしてこの豪雪を捉えたとき、そもそも雪の降らない地域では必要のない予算であります。基金を取り崩していくというやり方は、いずれ限界が来るようにも感じます。やはりここは豪雪地帯の地域の現状をしっかりと国に伝え、特別交付税による措置に加え、根本的な対策をしっかりととってもらえるよう国に対して要望を行っていくことが必要であると思います。

政府の調査団も視察にいらっしゃいました。内閣府の西村副大臣は、昨年を引き続いての秋田県視察となります。テレビのインタビューで、毎年このようなことが続くということ、何か対策を考えなければいけないというようなことをおっしゃっておりました。市長ご自身も東京に行き、要望活動を行ったようですが、具体的にどのような要望を行ったのかをお答えいただきたいと存じます。

次に、雪を前向きに捉え、雪とともに生きる横手市の創造についてであります。

市長は、雪の文句を言うのをやめようということをおっしゃっています。雪に対して前向きになりた

いなというのは、私も同感でありまして、そのためのアイデアを3点ほど申し上げたいと思います。

最初に申し上げておきますが、前向きに捉えるためには、日常の除排雪が万全でなければなりません。日常やるべきことを十分にやらずに前向きになれるというのは筋が違うと思いますし、このことに関しては、夢を語るより、まず現実、それが前提であるということを確認しておきたいと思います。

1つ目はエネルギーとしての雪であります。

ここでは、再生可能エネルギーとして、雪や氷を用いた雪氷熱利用についての考え方についてお聞きします。

当市のように、除排雪や融雪に膨大な費用がかかっている雪を積極的に利用することで、デメリットをメリットに変えるという考え方であり、寒冷地、豪雪地帯という地域の気象特性を生かした取り組みであります。雪や氷を用いた冷気は通常の冷蔵施設と異なり、適度に水分を含んでいることから、食物の貯蔵に適しているようであります。例えば、北海道のJAびばいでは、国内最大規模3,600トンもの玄米を貯蔵し、常に新米の味を提供することができるそうです。また、岩手県八幡平市は、リンドウの生産が日本一であります。リンドウ苗の培養に必要な10℃という低温環境を雪冷房システムの導入によってつくり上げています。雪を用いた冷房施設は市内にも幾つかあるようですが、農業に力を入れたい、そういうメッセージを発信している横手市において、農産物の貯蔵、夏場の品質管理など、雪の力によって行うことは、まさに雪という地域の特性を生かした、雪をシンボルにできる取り組みであるというふうに思います。

雪氷熱エネルギーは新エネルギーとして位置づけられており、国による支援制度もあります。クリーンで安全なエネルギーの導入はCO₂削減の観点からも、エネルギー政策の転換期にある我が国において注目が高まっております。市長は、農地山林フル活用を掲げておりますが、木質チップの活用やバイオマス発電への取り組みも含め、災害時の後方支援拠点構想を掲げる我が横手市において、新エネルギーに力を入れている姿勢、エネルギーのバックアップ体制を整えていくということも今後重要になっていくのではないのでしょうか。

今回質問するに当たり、エネルギーを担当しているところがばらばらであるということがわかりました。市の産業政策として力を入れていくべきですし、エネルギー政策を総合的に考える部署をつくるべきではないのでしょうか。新エネルギーは成長産業であります。雇用や地域活性化の観点からもエネルギーに取り組むことが重要ですし、雪をためておく施設はコストがかかるなど、ハードルが高い部分もあるようですが、雪がエネルギーになれば、雪がうっとうしいものではなく大切な資源になり、市民の皆さんも前向きになっていけるのではないのでしょうか。

2つ目は、スポーツとしての雪であります。

先般のソチオリンピックでの日本選手団の活躍は記憶に新しいところであります。前回のバンクーバー大会では、ノルディック複合で多くの秋田県出身者が活躍するなど、特に県北部ではノルディックが盛んですし、花輪にはジャンプ台もあります。小さいときから自然にスキーに入っていく環境が、そう

いう土壤が整っているのだと思います。

一方で、横手市はどうでしょうか。前回、本間議員が小・中学生のスキー授業について質問されましたが、行っている学校は少ないとの答弁でありました。私も東京にいたころ、秋田の人ってスキー上手なんだろうというふうに聞かれましたが、いや、全然できないんだ、小学校卒業以来一度もやっていないというふうに答えるのは、非常に個人的には恥ずかしいことでありました。なぜか雪国の人はみんなスキーがうまいというイメージを持っているようであります。むしろ、東京の人のほうがスキーやスノーボードをやっています。車でわざわざ新潟に出かけています。以前、新潟出身の方が、新潟は首都圏のスキー客を迎えるために除雪体制は万全なんだ、横手はまだまだだなどという話をしていたこともあります。

ソチオリンピックスノーボード競技のメダリストは、雪のないところで暮らしているそうですが、親が子どものころから一生懸命車で雪の降るところに通っていたという話も聞きます。目の前に雪があるこの地域がウィンタースポーツに力を入れないでどうするんだということでもあります。どのような施設があれば、全国規模、世界規模の大会を開催することができるのか、近隣住民の皆様に喜ばれるのか、いろいろな団体と連携をするなどして、ニーズを把握する努力が必要だと思います。反対に雪がハンデになっているということでもあります。屋外スポーツ施設の除排雪を早目にできないかということでもあります。やはり1年の半分近くグラウンドが使えないというのは、大きなハンデになると思います。私自身も高校時代、全国の雪の降らない地域の選手と戦わなければいけない、与えられている時間は同じで、雪を言いわけにはできません。そういった中で、彼らは年中外で練習できるわけで、ハンマー投げという競技なんですけど、投げるのが練習、人より1本でも多く投げないと強くない競技ですから、雪を掘って冬期間投げ続けました。懐かしい思い出であります。陸上競技場はもちろん、土のグラウンドに大きな重機を入れることは難しいと思います。しかし、小型の除雪機を貸し出すとか、芝生に害が出ないような形で融雪剤をまくとか、何か対策をとってあげることはできないのでしょうか。やはり個々の競技力の向上なくして、スポーツ立市はないのだと思います。地域のハンデが子どもたちの可能性を奪ってはいけないのだと思います。ぜひ前向きな取り組みをお願いします。

3つ目は、観光資源としての雪であります。

雪の余り降らない地域の方は、この一面真っ白な雪景色を見て、まず最初に、わあ、きれいだねというふうに言います。私も、ことし久しぶりにかまくらを体験しました。あの幻想的な雰囲気、そして寒いけれども、あったかい。長年受け継がれてきた横手の風土、気質をあらわしている誇るべき伝統文化であります。ただ、かまくら祭りを拡大すればいいのか、そうではありません。伝統行事の安売りといえますか、やみくもに広げることはいいことではないと思います。出前かまくらは大変すばらしいと思いますので、これからも頑張ってくださいたいんですが、例えば冬期間を通じて、市内のどこかでかまくらを体験できる。雪に触れ合うことができる。危険のない範囲内で、屋根に上って雪おろし作業を体験できる。雪を観光資源として生かす取り組みはできないのでしょうか。雪を見にくる観光客を迎える

ことはできないのでしょうか。

隣の大仙市では、地元の技術や資源を活用し、花火を地域産業に結びつけようと花火産業構想への取り組みを始めているところであります。豪雪地帯横手にあって、横手の真ん中で光り輝くかまくらを大切にしながら、雪とともに生きる横手を全国に発信していく取り組みを積極的に行っていくべきであります。全国の豪雪地帯の希望の星になる取り組みを行っていくべきであります。

以上、3点申し上げてまいりましたが、雪を資源として考えたとき、雪という地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを行っていく上で、雪を前向きに捉えるために必要な支援ではないかと思えます。市長のお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

次に、大きな2点目、4月からの消費税率引き上げに伴う施策についてお聞きいたします。

来月1日より消費税率が現在の5%から8%へと引き上げられます。それによって私たちの生活は、生活必需品を初め、一律に値上げが行われるなど、さまざまな場面での負担増を強いられることとなります。

一方で、閣議決定された社会保障税一体改革大綱では、今を生きる世代が享受する社会保障給付について、その負担を将来世代に先送りし続けることは、社会保障の持続可能性、財政健全化の観点から困難である。社会保障の機能強化、機能維持のために安定した社会保障財源を確保し、同時に財政健全化を進めるため消費税の引き上げを行う。税収については、その使途を明確にし、官の肥大化には使わず、全て国民に還元し、社会保障財源化するとされております。また、引き上げ分の消費税収については、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用、いわゆる社会保障4経費にのっとった配分を実現する。このようにはっきりと明記されているわけであります。それに伴う地方税法の改正においても、引き上げ分の地方消費税収は、市町村交付金も含め、その使途を明確にし、社会保障政策に資する経費に充てるものとする旨が明記されております。つまり、引き上げ分の地方消費税収は、人件費や事務費などには使わず社会保障経費にし、予算書などの説明資料にも明示しなければならず、もちろん市民の皆様に対しての周知も行わなければならないのであります。

私たち市民、国民にとって、負担増というのは大変苦しいことであります。しかし、社会保障の持続可能性と財政再建を確保するためにはやむを得ないことでありますし、年金制度を安定させるために、やっとならば国庫負担2分の1を確保するための安定財源ができた。私たち若い世代にとっては、子育て支援という形で現役世代にも還元されます。国民みんなで分かち合う社会を形成するという観点からのこの消費税率の引き上げであるというふうに考えております。

先日記られた市報にも、公共料金が値上げされるとしっかり書いてありましたし、そのための条例改正も粛々と行われております。横手市としても、市民に負担増をお願いしているわけですから、どういう形で社会保障として還元されるのかをはっきり示すということは義務であります。国の主導でもありますから、ぜひ明確に、そして市民の皆さんにわかりやすい答弁を求めるものであります。

最後に、低所得者等への支援策についてであります。国としては簡素な給付措置ということで、市町村民税非課税者に対し1万円を支給、65歳以上の老齢基礎年金受給者に対しては5,000円を加算すること、そして住宅取得等に係る給付措置として、給与収入約500万円以下の住宅購入者に10万から30万を支給することなどを行うようであります。横手市においては、現在どのような支援を考えておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

以上、壇上からの質問といたします。よろしくお願ひ申し上げます。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 奥山豊和議員より大きく2点のご質問でございました。

まず、1点目の雪対策についての今冬の除雪対応の総括と、次年度以降に向けての課題についてお答えをいたします。

今冬につきましては、除雪体制が整う前の11月上旬から予想外の大雪に見舞われ、除排雪作業に遅れが生じるなど、市民の皆様にはご迷惑をおかけいたしました。1月の本格的な降雪期に入ってから、まとまった降雪に見舞われ、除排雪作業に苦慮している状況の中で、国と県、民間団体のご支援を受け、集中除排雪作業を行うことができ、改めて感謝しているところでございます。今後は、今冬の状況を踏まえ、国や県との連携による除排雪作業の強化、早期の大雪の際に一定の車両が出動できる初動体制整備を図るとともに、直営と委託体制を再検討し、より充実した除雪体制の構築に取り組んでまいります。

続きまして、この項の財源の確保につきましてのご質問にお答えをいたします。

国に対する要望についてでございますが、大雪に見舞われた当市の現地を調査するため、1月19日の公明党、若松謙維参議院議員を皮切りに、1月22日には日本維新の会による国会議員豪雪被害調査団を代表し、団長の室井邦彦参議院議員と村岡敏英衆議院議員が、また、2月6日には内閣府の西村康稔副大臣を団長とする11名の政府調査団が横手に入りました。ブドウ棚、リンゴ園の被害状況や雪捨て場の現況などを視察し、私も同行して状況を説明するとともに、要望書を手渡したところでございます。もちろん調査団が来訪する以前においては、電話にて県選出の自民党の国会議員に対しましては、当市の窮状を訴えてまいりましたし、力強い対応に当たるお言葉もちょうだいしておるところでございます。直接的な訪問につきましては、1月20日に佐藤副市長が湯沢河川国道事務所長に、1月30日には私が上京し、県選出国會議員や農水省生産局長、経営局長など関係幹部に要望書を手渡すとともに、農水省政務三役宛にも要望書を提出いたしました。さらに、2月7日には秋田県知事を筆頭に、湯沢市長、大仙市副市長とともに麻生太郎財務大臣、野上浩太郎国土交通副大臣を初め、総務事務次官や国土交通道路局長など、財務省、総務省、国交省の関係幹部に要望書を手渡しております。

具体的な要望事項についてであります。1点目は除排雪経費に係る特別交付税の算定、2点目は果樹やビニールハウスなど農業被害の復旧、3点目、融雪、低温に伴う災害発生時の復旧対策、4点目、灯油購入助成等、市独自の取り組みなど、多くはこれら4点に対する財政的な特段の配慮や、新たな制

度拡充も含めた特別な支援を求めたところでございます。

また、4年続きの豪雪と言われつつも、今冬のような状況が横手市におけるスタンダードな冬となる可能性に触れ、これまでとは異なる抜本的な雪対策について検討する必要性も強く訴えてまいりました。その結果、麻生財務大臣からは、今年度の財政支援については十分に考慮する、また、西村内閣府副大臣からは、農業支援などは関係省庁が連携して適切に対応するなど、要望した全ての方々から当市の状況を十分に理解いただくとともに、支援に対する非常に前向きな意見をちょうだいしたところでございます。

1月30日に訪問した農水省の生産振興審議官が2月13日に来横し、現地を視察するとともに、農業支援制度の拡充などについて検討がなされていることなどについての説明がありました。また、先月26日には、大雪等により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りの円滑化を目的とした特別交付税の繰り上げ交付が行われ、本市には6億2,500万円が交付されております。今後も状況を見きわめつつ、国など関係機関への働きかけを継続してまいります。

続きまして、雪を前向きに捉え、雪とともに生きる横手市の創造についてのご質問がございました。3点ございました。夢を語るより、まず現実ということで、まさにそのとおりでございますけれども、お答えをいたします。

まず、1点目のエネルギーとしての雪について答弁をいたします。

市内で雪氷冷熱を利用している施設は、現在、上畑ふるさと公園とあさくら館、横手清陵学院、あいのの温泉直売所の4カ所あり、合計約1,200トンの貯雪を行っております。あさくら館と横手清陵学院では雪冷房として、上畑ふるさと公園とあいのの温泉直売所では雪室として、雪の持つ冷熱エネルギーを活用しております。ちなみに、県内で雪氷冷熱を利用している施設は8カ所ありますので、その半数を本市の施設が占めることとなります。今後の具体的な取り組みとしては、現在建設中のクリーンプラザよこてにおいても、貯雪するよう約240トン規模の雪貯蔵施設を整備し、雪冷房として活用する予定となっております。

全国的に見ますと、近年、地中熱と雪氷冷熱を組み合わせ、菌床シイタケハウスの冷房に活用する事例などもありますので、市としましては、今後、公共施設での利活用の継続を含め、先進事例を参考にしながら、雪を資源として捉えた活用方法を検討してまいります。

続きまして、スポーツとしての雪についてお答えをいたします。

ロシアのソチで開催された冬季オリンピックは、多くの国民に感動と夢を与え、私たちに元気づけてくれるものでありました。そのような中で、本市としても秋田県出身の選手団の活躍を願い、主要施設に横断幕を掲げ、選手への応援姿勢を内外に示したところでもあります。

本市においては、子育て世代の方々の関心やニーズの把握に努め、着手できる部分から環境整備に努めていく必要があります。例えば、市内のスキー場では、スノーボード用のコース設定に配慮するほか、赤坂総合公園周辺にウォーキングコースを設営し、冬期にはそのコースを利用して、日常的なクロスカ

ントリー練習場として利用できるようにするための検討を進めてまいります。

次に、スポーツとしての雪の次の項目の野外スポーツ施設の早期の除排雪についてお答えをいたします。

小・中学校並びに市で管理する野外スポーツ施設のうち、野球場や陸上競技場などの除排雪につきましては、土や芝生及びトラックなどの維持管理上、大型除雪機械での作業や薬剤の散布ではリスクも大きいことから、基本的に小型のロータリーや人力に頼らざるを得ない状況であります。現実問題としましては、利用する団体や地域の方々との協議で作業などを模索し、早期の除排雪に向け努力してまいりたいと考えております。

続きまして、観光資源としての雪についてお答えいたします。

当市は全国でも屈指の豪雪地帯であり、その暮らしは雪とともに営まれ、雪国特有の文化として、かまくらやぼんでんなど、伝統行事が受け継がれております。また、横手市雪となかよく暮らす条例を制定し、雪と親しみ、雪を楽しむ考え方で、雪と共生・共存するまちづくりを進めているところです。

このようなことから、議員ご指摘のとおり、雪を観光資源として捉え、イベント開催期間だけでなく、シーズンを通して観光に結びつける工夫は大変有効であると考えます。1月下旬から2月下旬までの1カ月間は、秋田ふるさと村において秋田まつり絵巻を開催し、おもてなしかまくらや雪の滑り台など、雪遊びのスペースで雪と親しむ体験ができます。また、かまくら館では、年間を通じて本物のかまくらが見学できます。今後は、雪寄せ体験やかまくらづくり体験、漬物作りなど、雪国ならではの暮らしを体験するツアーの開催や地域住民との交流を含め、ホワイトツーリズムと称して、地域を挙げて受け皿づくりを進め、冬期間を通じて誘客を図るための取り組みを検討してまいります。

大きい2点目の消費税率引き上げに伴う施策について、2点お尋ねがございました。

この項の1点目の消費税率引き上げ分の地方消費税収の使途について答弁を申し上げます。

消費税率の改正により、本年4月から地方消費税も1%から1.7%に引き上げられることとなりました。消費税の引き上げの趣旨は、主として、今後も増加が見込まれる社会保障施策に要する経費の財源確保にあることから、この税収を事務費や事務職員の人件費などには充当しないよう国から通知がございました。

また、引き上げ後の地方消費税の払い込みには一定の期間を要することから、平成26年度の地方消費税収の12分の2に相当する額を社会保障施策に要する経費として、予算書や決算書の説明資料などで明示するよう依頼もされているところでございます。

当市の当初予算においては、地方消費税交付金を14億2,200万円としており、この12分の2に相当する額は2億3,700万円となります。この分については、社会保障施策に要する経費として取り扱うべきところでありますが、地方消費税交付金の額が予測できない部分もあることから、決算書の説明資料などで明示したいと考えております。

一方、地方消費税交付金が増額になることから、市の財源が増えるように思われがちですが、地方消

費税交付金が増額になる分、地方交付税が減額される仕組みになっておりますので、一般財源であった地方交付税が使い道を特定した地方消費税交付金に財源が振り替わり、新たな行政サービスのための財源が増えるものではないことをご理解いただきたいと思います。

このような状況を踏まえ、その使途としましては、既に当初予算に計上させていただいている生活保護の一般扶助費、国民健康保険特別会計への保険基盤安定制度分や財政安定化支援事業分の操出金、後期高齢者医療連合会への医療給付費分の負担金などへの充当が適当と考えているところであります。

次に、2点目の消費税率改正に伴う低所得者等への支援策についてであります。国においては、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を交付することとしており、当市の当初予算にも計上させていただいているところであります。しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、消費税が上がっても市の財源は増えない状況の中で、市が独自の支援を行うのは大変厳しいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○木村清貴 議長 奥山議員。

○12番（奥山豊和議員） 除雪費の財源の部分で特別交付税の話をご答弁していただいたので、私からも申し上げたいんですけども、4年連続の豪雪ということでもありますから、過去5年間の横手市における特別交付税の交付額、これを紹介したいと思います。

去年、平成24年度19億9,504万1,000円、平成23年度19億4,882万2,000円、22年度18億4,164万1,000円、21年度16億745万1,000円、20年度15億7,580万3,000円であります。これは、12月と3月分を合わせた総額となります。これを分析すると、4年連続の豪雪ということで、平成22年度交付額から一気に増額されているわけでもあります。これは大変ありがたいことだと思います。12月と3月に公布される特交でありますけれども、先ほど市長おっしゃいましたように、大雪に係る特別交付税3月分の繰り上げというのが、ことし、去年、おととしと、3回行われています。ことしの平成25年度であります。市長おっしゃったように、横手市は6億2,500万円繰り上げ交付を受けました。2月25日の交付決定、26日には現金で交付されているはずであります。3年連続と申し上げたんですけども、実は横手市は去年、おととしは、これ対象になっていないんですね。どうしてでしょうか。これには基準がありまして、積雪積算値、これは毎日の積雪深を足し合わせたものだそうです。これが1,000センチメートル以上、それと、平年1点何倍降ったのかという基準があります。去年は1.45倍、おととしは1.7倍という基準がありました。だから、4年連続豪雪である当地域は、繰り上げ交付から除外されたということなのでしょうか。私は、これは地域の実情に合っていないというふうに思うわけであります。ことしの基準は1.3倍ということで、去年から少し低くなっております。これは、市長の働きかけのおかげだというふうに思っております。ちなみに、大仙市はことし除外されています。去年とおととしは交付されています。湯沢市は、ことしと去年は交付されて、おととしは除外されています。横手市は、ご案内のとおり、ことし交付されて、去年、おととしは除外されているんです。これをどう考えるかということなんです。

これだけ豪雪が続いている。毎年降っているということに変わりはないと思うんですが、国の支援はこういう状況であります。しかも、去年は2月18日、おとしは2月20日には現金交付されているわけがあります。ことしは2月26日ということで、1週間ほど遅い。ことしは例年より早く雪が降り出したにもかかわらずであります。なぜことしは遅かったのか。直接の関係はわかりませんが、関東甲信地方に2月8日から9日にかけて、翌週の14日から16日にかけて大雪が襲いました。ふだん降らないところに雪が降ったというのは、これはまさに国家の危機管理でありまして、国が責任を持って速やかに対処すべき問題であります。完全にそちらの対応に向かってしまったのでしょうか。

もう一つ、国交省の社会資本整備交付金というものがあります。これは、国交省所管の地方公共団体の向けの交付金でありまして、これに基づく道路除雪費の支援というのが去年とおとしに行われていません。去年、平成24年度は、3月15日に発表されましたが、秋田県への配分として、2回分合わせて13億7,200万円。県内の市町村道除雪補助の臨時特例措置として、県内20の市町村に対し、10億1,900万円が配分されています。補助率は2分の1ですが、これは去年、横手市は対象外でありました。これと同じ事業で、おとしは横手市に対して1億2,400万円支給されています。ことしは、今のところ発表はありません。

何を申し上げたいのかといえば、まず特交の繰り上げ交付というのは、それはそれでありがたいことでもあります。ですが、今申し上げたように、地域によって線引きがされている。毎年大雪が降っているにもかかわらず、もらえたり、もらえなかったりする年があるということでもあります。財政的に困難に直面しているという現状、除雪費がかさんでいるという雪国共通の根本的な問題解決にはなっていないということでもあります。

初めから横手市で全て自己完結できるというのであればいいんですけども、そうではありませんよね。国による財政支援というのは絶対に必要なわけで、ただでさえことしは降り始めが早かった、48豪雪を超えるペースだった、絶対に除雪費が増えていくことは簡単に想像できてはいるはずですし、もし、あのペースで降り続けていたら、増田でやった訓練のようなことが本当に起きたかもしれない。1月30日、2月7日、国に出向いて市長ご要望してきたということですけども、やっぱりもっと早く動くべきだと思うんですよね。地域の実情を訴えて、特別交付税、社会資本整備交付金などの措置について、やっぱり強く働きかけるべきだったと思うんです。市長頑張ってくられたということで、それは大変ありがたいと思います。そもそもなんですけれども、この特別交付税というものに関して、横手市は何かそういう要望活動みたいなことを行っているのかということでもあります。

私は、過去に何人かの市長さん方と役所の中を歩いたことがあります。少なくとも、私は横手市のそういうものを一度も見たことありません。ほかの市はやっているんです。市の財政事情や特殊事情をまとめるんです。地域の特性、私たちはこういう特徴的なまちづくりをしているんだ、こういう課題があるんだということをもとめて数字に出して、要望活動を行っているんです。もちろんトップの偉い方だけに会うのではなく、実務をやっている方の机のところまで行って、いや、うちの市はこういうとこ

ろが大変なんだということを訴えているんですね。皆さんやっていることなんです。多分、県には数字を出しているというふうにお答えになるんでしょうけれども、その辺やっているか、やっていないか、いかがですか。

○木村清貴 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 今、奥山議員からご指摘の特別交付税に対する要望活動、そういったものが行われているかどうかということではありますが、具体的な要望活動はしてございません。やはりこれは県のほうからの指示に従った形で、私どもの本市の特殊事情、特別交付税の項目にかかわる部分については適切に報告し、それらが特別交付税に算入されているというふうな見きわめをしているところでございます。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 今後、今回特別交付税繰り上げも大幅に繰り上げていただいたものと思っておりますし、その対応に当たっては、地元選出の国会議員の方々、また、県知事も一緒に国、省庁に赴いていただき、お願いをしてきたところでございますけれども、そのお礼参りを含めて、まずもう一度国の働きかけをしていただいた、ご配慮いただいた省庁の方々に再度赴いて、また来年度分もつけ加えてお願いをしていきたいと考えておりますし、当市の実情というものをやはりこの地域の我々が一番わかっているわけでございますので、その点は市民を代表して、国のほうに訴えて、ただ数字の去年と比べてどれぐらい降ったかとか、そういう数字の問題じゃなくて、切実なその地域の特性、大変な状況というものを丁寧に訴えて、それが今後歳入としていい方向に働くような形での、今後も私自身もトップセールスで取り組んでまいりたいと考えておりますし、また、県に対しましても、市のこれから抱えている切実な問題とか、県と共同でやっていきたい、県の力を借りないといけない問題に対しては、懇切丁寧に訴えて、お願いもして、やっていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 奥山議員。

○12番(奥山豊和議員) 今、決意をお聞かせいただいたので、大変ありがとうございました。やっぱりスコップを持ったり、除雪車に乗るというのは、そもそもカメラの前でやることではなくて、人に言わないで黙ってやっていただければいいと思うんです。それはそれで現場を知ろうとする市長の姿勢、そのフットワークの軽さ、大変いいことだと思うんですが、これは本来、市長じゃなくてもできることなんですね、申しわけないんですけれども。やっぱり現場の作業員の大変さがわかったと代表質問の答弁でおっしゃいましたけれども、であればこそ、そういう人たちの気持ちに報いるために市長がやらなければいけないことは何なのかということでもあります。市民目線とおっしゃるんでしょうけれども、市長という立場でやらなければいけないことは何なのか。東京に行って、今まさにおっしゃったように、地域の実情を訴えることなんです。そして、国から予算を引っ張ってくることなんです。何に困っているかを訴えることなんです。そのためにも、やっぱり本来すべき市長の役割に全力で取り組んでいただくために、やっぱり安心して留守を任せられる体制の強化ということで、先ほど来、きのうからお話出

ていますけれども、副市長、きっちり2人目を決めるということも大事だと思うんです。その辺よろしくお願いいたします。答弁は結構です。

首都圏は、あの大雪で大変混乱しているわけです。山梨のブドウ農家の被害、埼玉でビニールハウスが潰れたという被害、生産ができなくなったという本当に農家にとって悲痛な叫び、死活問題だと思います。これと同じことがやっぱり毎年この地域で起きているわけです。

群馬県は、早々と政府に対して激甚災害指定の要請をしております。激甚災害というのは、地方財政の負担を緩和するために災害復旧の国庫補助率がかさ上げされるものです。主に台風とか土砂災害、そういったもののときに用いられているものであります。確かに農業被害額は自然災害で過去最大規模だそうですから、そういう要請も当然であると思います。動きが早いんですね、とにかく。もし、これが激甚災害に指定されるのであれば、農業被害額9.3億円という我が地域は、それこそ毎年激甚なわけです。設備と心構えがあるから対応できている。それに、我慢強い忍耐力がある。そういう気質もあるということだと思うんですが、準備のないところだからあれだけの被害が出ているということだと思うんですが、やはり雪国の実情が国政に反映し切れていないということだと思うんです。それをしっかりと踏まえた上で、市長はやっぱり全国市長会とかそういう場にも行かれると思いますんで、きっちり雪国の代表としてそのことを訴えていただきたいんです。動かしていただきたいんです。

除雪費に今回15億円かかりました。それだけではないはずなんです。年金生活のお年寄りがなければ年金で、人に頼んで除雪をしている費用は幾らなんだろう。やっぱり冬期間は年金を上げてあげるべきだよとか、そういう議論があつてしかるべきだと思うんです。恐らくそういう議論は上がったことすらないんじゃないんでしょうか。やっぱり国の支援があつてしかるべきだと思うんです。民間企業、病院、大きなスーパーマーケット、駐車場が広いところ、そういうところが年間にどれくらい除雪費がかかっているんだろうか。工業団地の誘致企業も同じであります。そういうものを全てひっくるめて、横手市内でこの雪に費やしている費用は幾らなんだろう。ざっくりとでも試算したことがあるんでしょうか。決して15億円ではないんです。来年も10億円じゃないんです。雪のないところに住んでいれば、必要のないお金なんです。だから、冬場に太平洋側でマラソン大会をやっている、ああいうのを見て、太平洋側の晴天がうらめしいというか、そういう気持ちになってしまうんだと思うんです。それでも横手に住み続けたい、そういうふうにしていただけるようなまちづくりをやっぱりしていかなければならないんです。福祉を削って除雪費に充てるなどということは、あつてはならないことでありますし、それが雪国の実情なんです。

市長は施政方針で、当市が秋田県のリーディングシティーにということをおっしゃいました。国に対して、今、目の前にある雪、課題、それに対する早急な支援を求めるのと同時に、雪国が抱える根本的な課題についてしっかりと対策を考えていただきたいということをやっぱり近隣の市町村にも呼びかけて、リーダーシップをとってその実現に向かってやっていただきたいんですね。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・やっぱり今回、首都圏においてあれだけの被害があつた。国

民全体に雪に対する関心が高まっている今こそ、・・・横手市を代表されている立場でありますから、しっかりと頑張っていたきたいんです。市長、決意をお聞かせください。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 これは議会とともにでございますけれども、やはりこの地域の切実な状況というものは、この雪国特有の問題でございますので、その同じ悩みを抱えている市町村と連携を組みながら、また、横手市独自でもこうあってもらいたいとか、こうしてもらいたいというものもしっかり国のほうに訴えられるような内容を用意して、私も幾度となく国のほうに訴えてまいりたいと思いますし、雪国を、克雪というか、この大雪を乗り越えられるような施策というものも国のほうにどんどん出してもらいたいというそういう提案も、ただお金を呼び込むだけじゃなくて、こういう政策をしてくださという提案も、雪対策のみならず、福祉とかいろいろな医療のことであるとか、さまざまな問題含めて訴えてまいりたいと思っておりますし、奥山議員におかれましては、もちろん永田町霞が関は庭でございますから、私が迷子にならないようにどうか道案内お願い、ここに行けばポイント的に効果があるよとか、この課に行けば、もしかしたら効き目があるかもしれないとか、そういったアドバイスもあれば私も助かりますので、よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 奥山議員。

○12番（奥山豊和議員） 最後になります。

毎年東京で、国会議員と県内の市長さん方の意見交換会、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・、以前ある国会議員の先生がこういうことをおっしゃっていました。出てくる要望内容がいつも同じだ、もう何年も変わらない。国会議員の間でも、やっぱりおれがやったとか、手柄争いをしないで、一つ一つの要望、秋田が抱える課題をしっかりと前に進めていく、みんなで協力をしてやっていかなければいけない。そして、毎年この要望は去年からどれくらい進んだのか、そういう朝食会とかの短い時間ではなくて、もっと時間をかけてやるべきではないか、こういうことをおっしゃっていました。本当にそのとおりだと思います。やっぱり地方というのは、もっとまとまらなければいけないと思うんです。雪にしたって、農業問題にしたって、やっぱり抱える課題というのは一緒なわけですから、それにスクラムを組んで、みんなで立ち向かっていく。市長や・・・はその先頭に立って、県南、秋田県、東北を引っ張っていく立場にあると思うんです。

後方支援拠点構想、これも同じなんだと思います。絶対に横手市だけでは完結できない課題をどうやって前に進めていくのか。高速道路とかとは違って、どういう予算が当てはまるのか、非常に難しい事業でありますから、その知恵をどうやって出していくのか。

大変恐縮なんですが、私の経験上言わせてもらいますけれども、政治家の先生方に要望書を出した、それで満足しちゃだめなんです。そこから先が大事なんです。そもそもの順番が違うと申しますか、努力すべき方向性が違うと申しますか、本当にこれをやるという気持ちがあるのであれば、もっとやらなければいけないことがあるんだと思います。そういうことをはっきりこの場をお借りして申し上げたい

と思います。

農業政策が大転換されました。私は、市長が農林部で何をやりたいのか見えてきません。国がやろうとしている政策にもっと敏感に反応しなければいけないと思います。前向きに突っ込んでいかなければいけないんだと思います。食欲でなければいけないんだと思います。先ほどの財務部長の答弁、県には言っているという話でした。だけれども、やっぱり地方交付税、空から降ってくるという考え方、補助金は誰かが運んでくれるという考え方、県の指導を待つという姿勢では、きのうよりあしたがよくなるはずはありませんし、右肩下がりの時代の中で、この地域が発展するはずはないと思うんです。激動の時代を乗り越えていくこともできません。ましてや、秋田県のリーディングシティーになど絶対になり得ないと思うんです。

市長は何で期待されているんでしょうか。前回は申し上げましたけれども、しがらみを乗り越え、何か新しいことにチャレンジしてくれるのではないかと、そういう大きな期待だと思います。来年度の予算編成は終わりました。あと3回です。代表質問の答弁において、万が一すっころんだら取り返しがつかないとか、慎重にというようなことをおっしゃっていましたが、やっぱり待たないでというように、変えたとおっしゃって、今そこに座っておられるわけですから、そういう方が言うせりふではないと思うんです。一生懸命に取り組んでおられるのはよくわかるんです。でも、市長が一体何をやりたいのか。きのうの答弁でも、人口減少に対する意気込みですか、横手からモデルをつくっていくんだ、非常に私、聞いていて敬服いたしました。やっぱりご自身の言葉で語られるときの市長というのは、輝いているんです。それが政策に反映し切れていないんだと思うんです。魂が入っていないんだと思うんです。だから伝わらない。信頼関係という言葉が何度も出てきてしまうんだと思うんです。予算を積み上げているだけだからであります。ですから、もっと削るべきは削る、伸ばすべきは伸ばす。メリハリのあるダイナミックな横手市のかじ取りを期待するものであります。

そういう激励を最後に申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。時間ありますので、何かあればどうぞ。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 エールというか、叱咤というか、ありがとうございます。まず、何分、何をやるにもやはり財源を確保しっかりしていけないと思っておりますし、私もまだ手探りで各省庁に駆けずり回っている状況でございます。まずこれから、またさらに踏み込んで、さまざまな横手の抱える諸問題に対して、国・県とも連携をしっかりしながら取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、それこそやはり人と人とのつながり、国も県も人でございますので、そういった信頼関係、また、議会との関係というものがしっかりしていけないと、やはり私の政策というものがしっかり魂が入らない、ちゃんと前に進んでいけないというふうに思っておりますので、今後もそういった国・県・議会と、また、住民の皆様と信頼関係を構築しながら頑張っていきたいと思っておりますし、また、問題・課題山積しておりますけれども、その問題・課題の横手だったらどうすれば解決できるのかという

その手立ても、国のほうにもしっかりと訴えてやっていければなというふうにも考えておりますので、ご指導よろしくお願ひ申し上げます。

○木村清貴 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後2時20分といたします。

午後 2時10分 休 憩

午後 2時20分 再 開

○木村清貴 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 加 藤 勝 義 議員

○木村清貴 議長 11番加藤勝義議員に発言を許可いたします。

11番加藤勝義議員。

【11番（加藤勝義議員）登壇】

○11番（加藤勝義議員） 皆様お疲れさまでございます。

本日最後の質問者であります新風の会の加藤勝義でございます。もうしばらくおつき合いのほど、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、今冬も豪雪でありました。4年続きの豪雪であります。雪により犠牲になられました方々には、心よりご冥福を申し上げますとともに、被害を受けました方々にはお見舞いを申し上げます。

農業被害も昨年11月の初雪による被害の復旧過程から、再び甚大な豪雪被害が発生いたしました。横手市だけでも2月21日現在の農業被害は、9億3,300万円に上っております。今後、雪解けとともに、さらに被害額が膨らむものと思ひます。今後の支援策として、新年度予算に果樹等雪害復旧対策事業や農業災害復旧事業基金積立金が上程されております。さらに、今後は国・県からも支援があるものと思ひますが、当局におかれましては、ぜひ農家の方々に対しまして迅速な支援対応を願うものであります。

そして、農業に関しまして、もう一つ思うところがあります。実は、本年2014年が国連が定めた国際家族農業年であります。なぜ、今、家族農業なのでしょう。今回、国連が家族農業年と決定した背景には、慢性的な飢餓状態にある人の数が全世界で10億人とされている中、国際的な飢餓問題にいかに対応すべきかという問題意識からであります。アジア・アフリカなどの地域に対する国際的な農業投資は急速に拡大しております。国連がそうした大規模農業プロジェクトの推進でなく、家族農業への支援を打ち出した背景には、農家自身はその恩恵を受ける農業として、また、持続可能な農業のあり方として、家族農業の価値を見直すべきとの考え方が強くあるものと言ひえることとあります。

この家族農業は、日本や地方にとっても無関係ではありません。日本、そして地方の農業の原点は、家族農業であったはずであります。家族が総出で、あるいは家族間同士の協働であったり、あるいは子や孫が手伝ったり、その中で得るものは農産物だけでなく、コミュニティーや子どもたちの人間形成を

も得ることができたのであります。

今、減反自由化問題やTPPなど世界的な貿易自由化の動きの中、こうした自由化の行きつく先には、大規模集約農業により、価格のみを評価の基準とし、大事な多くの価値を有する家族農業が消えていってしまうことは、地域の存在をも危ういものにすると思います。価値観の違いや世界的な経済状況に振り回される時代に、この失うものの大きさに危惧を持つものであります。後継者不足や高齢化、消費落ち込みなどの問題もありますが、このことしの世界家族農業年に当たり、もう一度農業について深く考えてみるいい機会となりました。

前段が長くなり、大変申しわけありません。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まずは、公共調達である公共工事の入札についてであります。

横手市において入札契約は受注希望型指名競争入札、指名競争入札、総合評価落札方式及び随意契約による入札契約が行われております。地方公共団体の調達について定める地方自治法では、最も競争性、透明性、経済性などにすぐれた一般競争入札を原則として上げつつ、契約を締結することが認められております。横手市では、その中で郵送による受注希望型指名競争入札が主に採用されております。これは、工事価格が130万円以上の建設工事や建設コンサルタント業務が対象であります。横手市で実施している郵送による受注希望型指名競争入札について、皆様にはご承知のことと思いますが、その流れをいま一度ご紹介いたしたいと思います。ちょっとややこしいので、頭を整理しながら聞いていただければありがたいと思います。

まず、市のホームページで公示公告をします。その後、市の入札参加条件を満たしている方々が参加希望する場合は、まず設計図書を購入することが必要であります。設計図書とは、設計書、図面、特別仕様書、施工条件明示などですが、購入の際はファクスで販売先に連絡をします。販売先から受信完了のファクスが送信されます。そして、その後、設計図書の購入に出向き、領収書をもらいます。この領収書と入札参加申込書をファクスにより契約検査課へ送信します。契約検査課より受信受理のファクスが来ます。その後、契約審査会で審査を行い、指名通知はファクスで送信されます。その際、開札時の開札立会者に指定された業者には、あわせて同ファクスでの連絡があります。業者は、指名通知を受信した旨の連絡をファクスで契約検査課へ返信します。また、施工条件の質問は、担当課へファクスにて行い、工事担当者は回答をファクスにて送信します。そして、入札は指定期日まで横手郵便局どめで簡易書留または特定記録郵便により、郵便による入札手続をいたします。開札は、開札立会人3名の立ち会いのもとに行われます。これは、入札希望者の中から選定されるものです。落札者にはファクスで通知があります。落札業者は受信済みファクスを送ります。また、同額者が複数以上の場合は、くじ引きを実施する旨のファクス連絡があり、対象業者は、さらに受信した旨のファクスを送ります。指定期日に、くじ引きによる決定業者を決めるために集まり、くじを引く順番を決めるためのくじを引き、順番を決め、その後、本くじを引き決定となります。

このように、公示公告から落札まで大変な手続があります。ファクスだけでも、互いに7回から10回であります。ちなみに、20社が受注希望業者であるとすれば、それぞれの対応は1事業につき140回から200回であります。市において、支出削減により職員数削減も実施されておる中で、この非合理性、非経済性、非迅速性の多い郵送による入札を電子入札に改めるべきと考えます。

現在、国や秋田県、そして、平成23年には男鹿市、大仙市、由利本荘市でも既に電子入札が実施されております。また、秋田市でも、独自入札システムを使い、平成17年から実施しております。設計書もホームページから主にPDFデータでダウンロードできます。このように電子入札を実施しておる国を含めた自治体では、合理的、経済的、迅速な入札が行われております。横手市の郵送による入札は、当時、指名競争入札に起こり得る談合防止のため、入札参加業者がわからないようにと取り入れたものでありますが、現在、ネット環境の整備により、さきにご説明したように、県内では、県初め4つの市において既に電子入札が行われておりますが、電子入札においても、入札参加業者は知ることはできません。現在、横手市格付のA・B業者のほとんどが県の電子入札に参加しております。ノウハウは持っておりますし、その環境はできています。すぐに電子入札に移行できる体制であります。電子入札により、設計図書もデータでダウンロードでき、そのことにより、設計図書をコピーし購入する必要もなくなり、落札できなかった業者は、お金を出して求めた設計図書の紙を無駄にすることがなくなります。そして、開札も電子上ででき、発注者も受注者もお互い合理的な入札ができます。ひいては、市民の大事な税金を有効的に使うこととなります。電子入札をすることにより、各種図書が電子化され、データ管理も合理化され、書類作成事務の効率化、入札事務の迅速化と効率化、これは開札時間、ファクス対応時間、開札会場確保は不要になります。そしてまた、電子くじ引きによる精神的負担の軽減、これは、当日くじを引きに来る会社の方がはずればもうショックだと、会社の人生、自分の人生、家族もくじで決める。その精神的な負担はいかばかりかと察するところでもあります。それもなくなります。そして、職員削減及び経費削減並びに入札参加業者の移動時間や待ち時間、移動経費の大幅削減、さらには発注広告や入札関連情報を市民誰でもが自由にホームページから閲覧でき、今まで以上に市民に対してより透明性の高い入札になると思います。この横手市の入札を建設工事、建設コンサルタント業務、設備工事、物品納入全てに電子入札にするお考えはないか、お聞きいたします。

次に、市長の選挙政策理念の中に公共工事の調査基準価格の適正化や地元企業の優先発注を進めるとありますが、具体的にどうするのかお聞きいたします。

昨年、国において国土強靱化基本法が成立し、これに基づき国土強靱化政策大綱が決定しました。そして、本年5月ごろ詳細な実施計画を定めた基本計画を決めるということとなるようですが、建設関連でもインフラの老朽化対策など、多くの事業が実施されることとなりました。近年、大幅な公共工事の落ち込み、受注競争の激化による安値受注など、ダンピング受注の増加があり、経営不振により横手市においてもこの10年で二十数社の建設事業者が廃業や倒産をいたしました。当市において、約30%が建設関連産業人口でありましたが、就労者の大幅減、技術者の減少、事業者の減、それによる建設機械保

有数減の中でのさきの大震災復興事業の増、当市の雪被害における建設業者への協力支援要請、市公共工事一時休止による雪対策支援など、災害対応の建設業者への期待感が増しております。まさに建設産業は地域にとっては重要な基幹産業であるとともに、市民生活を守る大事な産業であります。今、建設産業就労者が減っている中で、有効求人倍率を押し上げているのは建設関連求人でもありますが、建設産業に就労する方は大変少ないと聞いております。これは、旧来から、私も数年前まで現場で働いていた人間であります。このときから、ずっと前から言われていたことですが、これは3Kと言われております。危険、汚い、きつい産業であり、さらに最近は5Kになり、給料少ない、休日が少ないが追加され、さらに、特に地方では厳しいがついております。さきにお話しましたように、安値受注の影響であります。至上主義、競争原理社会は守らなければいけません、特に異常であると思います。これは、地域経済に与える影響が大きいと思います。建設生産は屋外での移動作業を伴いながら、土地の形や条件によって一つ一つ異なる建設物を施工するという、まだできていない構造物を生産する単品受注生産であります。

第2次安倍内閣において、2%のインフレ目標を掲げた経済政策、アベノミクスの三本の矢は放たれましたが、地方経済には実感がありません。二本目の矢、機動的な財政出動である公共工事を幾ら増やしても、適正価格での受注がなければ企業収益も上がらず、社員の収入アップに至りません。ますます今以上に経済が低迷することとなります。三本の矢の最終的な狙いは、企業をハッスルさせ、働く人の給料を上げ、新たな成長に向かわせることにあるのであります。

横手市においても、公共工事を適正価格で受注できるように、最低制限価格と、市長の言う低入札調査基準価格の適正化を図る必要があると思います。現在、横手市で採用されている制限価格や調査価格は、中央公契連で算出したモデル方式で、中央省庁や公団、秋田県や県内の大部分の市町村が採用しているものですが、地方は中央と経済状況が違っているのであります。横手市モデルの最低制限価格や低入札価格調査基準額をつくり、適正価格による受注を促し、横手市経済の活性化につなげたらと思うところであります。

私は、あえて高橋大横手市長のお名前をお借りし、アベノミクスならぬダイナミクス、4本目の矢として、適正価格での受発注を考えていただきたいと思っております。ダイナミクスとは、力学、原動力という意味であります。市長の原動力、行動力に期待をしながらお答えをお願いいたします。

また、地元企業の優先発注についてであります。入札参加者資格審査について、湯沢市、大仙市では、既に市内業者、市内に本社を有する者、準市内業者、市内に営業所を有する者について条件つき入札を実施しております。横手市においても、早急に市内業者、準市内業者、市外業者と区分し、地元優先発注を実施することで、横手の経済活性化に寄与することができると思っております。市長の考えをお伺いいたします。

3つ目の質問であります。

横手市発注の解体工事についてであります。

現在、解体工事については、最低制限価格も低入札価格調査基準額も設定されておりません。極端なことを言えば、1円でも落札できる状態です。さきに述べましたように、地方公共団体の調達について定める地方自治法の中で、最も競争性、透明性、経済性にすぐれた一般競争入札を原則として上げつつという文言を考えますと、この発注の仕方は変える必要があると思います。

公共工事は構造物をつくるものと壊すものがありますが、どちらもインフラ整備には変わりません。解体するのも技術が必要で、解体においては建設廃棄物の減量と不法投棄の廃止などを目的として、建設リサイクル法が平成12年度に制定され、従来の重機を使って、何もかも一気に壊すミンチ解体はできなくなり、分別解体や再資源化等が解体工事業者に義務づけられています。産業廃棄物は産業廃棄物管理表、これはマニフェストと呼ばれますが、これで産業廃棄物の流れをみずから把握、管理するとともに、委託契約内容に基づき、適正に処理されていることを確認するための仕組みであります。これは法律で義務づけられています。計画書の提示も必要であります。さまざまな法令や指針を遵守し、PCB含有物やアスベストなどの対策など、必ず実施しなければいけない作業が多々あるのです。異常な低価格で解体工事ができることではないのは、明らかであります。解体工事の最低制限価格がなければ、採算を度外視したダンピングや下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、不法投棄などの悪影響を招く危険性が予測されます。市長の所信の中に、空き公共施設について利活用がない場合は今後解体工事を進めていくとありました。これから横手市において、解体工事が増えていくものと思います。であるならば、この解体工事の最低制限価格や低入札価格調査基準額を早期に設定すべきと思います。

以上、今までの3つの質問は、公共工事という性格上、地域経済に大きく影響を及ぼす事柄であり、ひいては市民生活や地域活性に寄与する大きな事象であります。ぜひ市長の考えをお聞きしたいと思います。

最後になりましたが、この3月で退職される職員の皆様に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。長い間、本当にお疲れさまでございました。合併前の旧市町村時代のご労苦、そして合併というこの行政区域の大きな変革期におきまして、並々ならぬご努力をいただきましたことに対しまして、心より感謝を申し上げます。今後は、その培った豊富な知識や貴重なご経験を横手市や地域に対して側面からお力をお貸しいただければ幸いと思うところであります。今後のご健勝を願うものであります。

これで、私の壇上からの質問を終わります。皆様お疲れのところ、最後までご静聴いただき、大変ありがとうございました。

○木村清貴 議長 市長。

【高橋大 市長登壇】

○高橋大 市長 加藤勝義議員から大きく1点、公共調達である公共工事の入札について3点ご質問がございました。

まず、1点目の横手市で実施している公共工事の入札方法である郵送による入札をいわゆる電子入札に移行できないかという点に対する答弁を申し上げます。

電子入札につきましては、市単独でシステムを構築する方法と、これは先ほどご説明のあった秋田市のことだと思っておりますが、県が導入し、運営している秋田県電子入札共同利用連絡協議会のシステムを利用する二通りの方法がございます。この連絡協議会のシステムを利用する方法が市の導入経費を抑えることができ、また、県の入札参加資格がある業者にとっては、簡単に対応できるというメリットもございます。県のシステムを導入した場合、初期導入経費、毎年度の運用経費のほかに、市の財務会計システムに連携するためのカスタマイズ経費とその保守経費が発生いたします。さらに、入札は建設工事のほかに建設コンサルタント業務や業務委託、物品の購入などもございます。工事などに電子入札を導入しても、それ以外を書面入札としたのでは、経費に見合う事務量の削減につながらないと考えております。電子入札を導入する際は、工事以外の業者の皆様にも対応できる環境を整えていかねばならず、ご負担をお願いしねばなりません。でございますけれども、電子入札への移行は、将来的には必要なものと考えておりますが、現状、先ほど申し上げたとおりのことを踏まえますと、費用対効果なども含めながら、今後十分に検討を重ねてまいりたいと思っております。

続きまして、2点目の調査基準価格の適正化や地元企業の発注を進めることについての具体策についての問いでございました。

現在、市では著しく低い入札価格による工事成果品の品質低下や、下請業者への影響などを防止するため、最低制限価格及び低入札調査基準額を設定しており、その設定には中央公共工事契約連絡協議会モデルを採用しております。これは、国において算定しているものであり、国や県、県内の9つの市においても採用されております。また、このモデルは、経済情勢などを広く反映した率でありますので、変更された場合には随時見直しを行ってまいりましたし、今後も速やかに対応してまいります。さらには、設計単価などについても常に最新のものを採用して設計額を積算しており、その点でも適正価格に配慮しております。

次に、地元企業の優先発注の具体策としましては、入札参加資格の等級格付を行う際に、市内に本社を有する業者を市内業者、市内に営業所を有する業者を準市内業者、それ以外の業者を市外業者と区分した運用を検討してまいります。ただし、どの企業にも不公平とならないように、十分な周知期間を設けるために、平成28年12月から受付開始となる平成29・30年度適用名簿から実施してまいります。

建設業の皆様にはインフラ整備や除雪、災害時の対応、さまざまな地域貢献活動において市の重要な役割を担っていただいております。このことを踏まえて、今後とも地元企業への優先発注に十分に配慮してまいります。

続きまして、解体工事について最低制限価格や低入札調査価格は設定されていないとのご質問でございました。

最低制限価格と低入札価格調査基準額につきましては、先ほども申し上げましたとおり、適正価格での契約、工事の品質確保及び下請業者への適正な支払いなどを目的に設定しております。解体工事においてはほかの工事と異なり、廃棄物処理などに法令遵守の配慮や施工上の安全管理が特に重要でありま

すが、品質を確保すべき、目に見える成果品がございません。また、これまで施工された工事においても工事評定に問題はなく、契約内容のとおり履行されております。このことを踏まえ、今後も適正な廃棄物処理や施工の安全管理に留意しながら、公平性、透明性、競争性を確保してまいります。

以上でございます。

○木村清貴 議長 加藤勝義議員。

○11番(加藤勝義議員) 電子入札に関してですけれども、秋田県で第2の都市と言われているこの横手市が、ほかの4つの市町村でもう既に実施している、誰が見ても聞いても、この経済性が有効だと。県の電子入札に横手市に本社がある方々がもう既にやっているんです、電子入札を。それを検討をするという、考えておくという意味合いだと思うんですが、これはもう数年前からあった話でして、今、私がさっき壇上で説明したように、かなりの無駄な部分がたくさんあるんです。今、横手市でも職員がもう減ってきている。こういう中で、やはり合理的に経済的に進めるという前向きな思いがないと、いずれやるかもしれませんが、そのいずれやるまでの期間、今かかっているお金がそのまま積み積もってくるわけです。最後に移行するといったときは、そのカスタマイズ的なものも、もう既に今よりもかかるはずなんです。費用対効果といいますけれども、私は今、職員の方々、契約検査課に何人いるかわかりませんが、費用対効果というお金で換算するだけでなく、先ほど言いましたように精神的な部分もあるんです。これを私、今すぐ、これは移行期間も必要なので、県の場合は移行期間が1年あったんです。県のホームページ見ますと、いまだに練習する部分があるんです、電子入札の。ですから、移行期間が1年、準備期間が1年だとすれば、3年後でないとできないんです、今やろうとしても。これ、今そういう中途半端な思いでいずれ考えますということであれば、横手市は乗りおくれるといいますか、こういう合理的な部分、市民のお金を使ってやっていますから、市の職員も。これはやはり市長に、今、市長、変えるべきところは変えるときのうもおっしゃっていましたが、まさに市長がやると言えばやるんです、これは。ですから、ぜひ市長にもう一度この考えを改めてお聞きしたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 壇上で加藤議員から、るる入札の手続に対するさまざまなやりとりの、今の時代という無駄とか、時間の無駄と無駄な人の動きとか、その技術的な部分で解消できる部分はあるかと思しますので、今の実態とやった暁の効果というものをしっかりと検証させていただいて、前向きに検討を重ねてまいりたいと思います。

○木村清貴 議長 加藤勝義議員。

○11番(加藤勝義議員) 先ほどもお話ししましたが、男鹿市、大仙市、由利本荘市では既に実施しているんです。もう先進なんです。ですから、やはりそういう先進的にやっているところに、電子入札する前としてからとどうなんだとか、その費用対効果が検討の要因であるとすれば、そういうものも前向きに聞きながら、とにかく電子入札に移行するんだというその思いを出していただいて、検討するとか、

そういう中途半端な意見じゃなくて、市長がやると言えばやるんですから、ですから、そこを中途半端に考えておきますとかというのは、私も壇上で説明したんで責任があるんです。実は、私の通告の文書を見て、その業界の方々はかなり興味をお持ちになったらしくて、かなり興味があるということらしいんですが、そういう人たちの声もある。これ市民の税金を使って職員も動いています。そういう中で、やはり業界の方々、冬場に一生懸命やってくれています。そういう思いで、公共工事も一時中止しながら手伝ってくれています。その中で、市長が考えておきますとかという言葉でなくて、やるとかやらないとかと言ってもらったほうが、もしかすればすっきりするのかなと。やはりそこが大事だと。やはり若いパワーで、私、ダイナミクスと失礼なこと言いましたけれども、やはりその行動力。そういうものを期待しているんです、全ての方が。ぜひ自分のご意見にも中途半端じゃなくて、前向きにご答弁いただければと思うんですが、もう一度お願いします。

○木村清貴 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 市長の答弁の前に、加藤議員からも県内の他市の状況のお話でしたが、その現状について若干触れさせていただきたいなということがまず1点。

それから、先ほど市長が答弁の中で申し上げましたが、物品購入の部分について、なかなか浸透性が県のほうでもなされておられない、あるいは他の自治体でも低いというふうなことを伺って、実際は使っていないというふうな状況も伺ってございます。現在4市ですか、導入をしているわけでございますが、秋田市は別として、3市の状況の中では、先ほど市長が答弁しました、私ども独自の財務会計システムの中に契約システムが入っているわけでございますが、この部分がやはり連携がとれていない自治体があるようでございます。その分で、非常に事務的煩雑さが発生していると。と申しますのは、入札行為の中で出てきたデータが、わざわざ全て一旦紙ベースあるいは画面を見ながら独自の財務会計システムに入れ込んでいかなきゃいけないというふうな状況が生まれていると。まさにICTにつきましても日進月歩でございますので、これからの時代の中では、もしかするともっと簡単に私ども財務会計システムに連携できる時代が近くにあると思います。これは、もしかすると、現在使っている財務会計システムを更新する時期、その際には連携できるようなものが入っているということも考えられるのではないのかなというふうに思っております。

そうした状況の中で、総合的に市長申し上げたとおり十分な検討をさせていただきたいということが一つでございます。システムの連携に当たっては、数百万から数千万ぐらいの経費がかかる。当然ながら、その中に保守をしていかなければならない経費もあるというふうなことでございますので、その点も総合的に判断しながら、時期を逸しないように、そしてまた、備品購入の一般の小売店の方々にもこうした電子入札の仕組みなどを啓発するタイミングといたしますか、周知期間を十分にとりながら考えるようにしてまいりたいということを申し添えておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○木村清貴 議長 加藤議員。

○11番（加藤勝義議員） 財務部長のお話はわかりました。ただ、更新する時期が来ると、今のシステ

ム。それはいつごろになるんですか、更新の予定は。

○木村清貴 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 電子機器につきましては、できるだけ基幹業務でもございますので、一定限というよりは長く使っていきたいという考えは持っております。この経費は数億円というふうな形になるかと思っておりますので、そういった意味では、ここで具体的に何年後に更新ということは明言を避けさせていただきますしたいと思います。

○木村清貴 議長 加藤議員。

○11番(加藤勝義議員) 例えば、全て変えるのは何億円かかると思います。ただ、初期投資、最小限の初期投資は数百万で済む、1,000万ぐらいかかるかもしれませんが、その初期投資でできるはずなんです。ほかの市は県のシステムを使っていますから、やっているんです。億というのは、普通はできないかもしれないですが、横手市ではやれる環境なんです。先ほどから話していますように、ファクスの回数が170回から200回とか、とんでもない作業量なんです。設計図書も紙媒体でもらいますから、今、全部電子データで来るんです、県も、国も。やはりそういう時代になってきているんですね、今。ですから、いろいろな、今いつやるとかという返答はありませんけれども、これももう既にこれからすぐ進めないといけないのかなというふうに私は思っています、実際、自分がやってきた人間ですから。国交省については、ホームページから設計図書をダウンロードしないと入札金額が入力できないんです。要するに、設計図書を買ったという証拠は入力ができなくなっているんです。そういういろいろなシステムがもう既にできているんですね。ですから、先ほどの初期投資はかかるでしょうが、それ長い目で見た場合に、ほとんどの人にプラスになるだろうと。ひいては、市民にもプラスになるだろうと私は思っています。このお話をしていますので、ひとつもう一度考えていただきたいと思いますが、ちょっと、あえてもう一つお聞きいたします。

その設計図書なんです、工事文書の中に設計図書はメンタルヘルスサポートセンターのぞみから買いなさいというふうになっています。これは、いつ、誰がどういう形で決めたんでしょうか。

○木村清貴 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 設計図書の購入のご質問でございますが、これは旧横手市の設計図書の取り扱いの中で、非常に貸し出しができないぐらいの指名業者であったということでございまして、それらをその当時の地域生活支援センターのぞみのほうに業務を委託いたしまして、設計図書を有料で販売する仕組みがスタートしてございます。それを現在、合併後も活用しているというふうな状況でございます。

○木村清貴 議長 加藤議員。

○11番(加藤勝義議員) それは委託契約を結んでいるということでよろしいですか。

○木村清貴 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 横手市長と、それからのぞみとの委託契約を結んでいるところでございます。

○木村清貴 議長 加藤議員。

○11番（加藤勝義議員） 委託ですから、当然、会計、成果、報告があるかと思います。この委託契約を結ぶときに、公募をしたんでしょうか。

○木村清貴 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 これは、先ほど私が申し上げましたとおり、旧横手市の段階の中で、この生活支援センターのぞみのほうへお願いした経緯がございまして、この部分については随意契約を行っているところであります。

○木村清貴 議長 加藤議員。

○11番（加藤勝義議員） 合併前はそういうことだったんでしょうが、合併して広域的になりまして、こういう施設はたくさんあるんです。特定のこの業者を公示文に書くということは、これは例えば工事をするとき、製品を使うときにこういう製品ですよとメーカーは出されないんです。同等品以上であればいいですよというふうになっているんです。これ合併前は随意契約だということですが、普通であれば、公的な文書の中に個人、そのセンターですけれども、例えば3社とか、どこからでもいいですから買ってくださないとやらないと、独禁法に引っかかりますよ、これ。これは、今、先ほど私言っているのは、設計図書を買うお金というのは業者が持つんです。20社がいれば、1社しか受注できないので、19社の方はその紙媒体はどうしているか。裏にメモ用紙にしている。ところが、何十年使っても使い切れないくらい紙が残っているんです。それは無駄なんです。ですから、データで出してくれば問題ないんです。ですから、そういう方向で、私はその設計図書をデータでもらうということは、電子入札にすれば全てはOKになるんです。ですから、そういう方向性で、これから計画立てられませんかと市長に対して聞いているので、そこら辺よろしくをお願いします。

○木村清貴 議長 副市長。

○佐藤良吉 副市長 誤解がないように冒頭申し上げますが、加藤議員がおっしゃっている設計図書を購入してもらっているというのは、受注希望型だけでありまして、指名競争入札ではデータで設計図書を提供したり、あるいは、紙もありますが、全ての設計図書を購入していただいているということではないということをまずあらかじめご承知おき願いたいと思います。

のぞみさんをお願いをしたという経緯であります。これは業界の方々たくさんみえていますので、何度かお話をしているところでもあります。ということで、福祉的な、あるいはそういう障害をお持ちの方々が一生懸命作業して、社会復帰と申しますか、社会にひとり立ちをしていく、あるいは貢献をしているというそういう小規模作業所の作業をお手伝いすると申しますか、その作業をお願いをすることによって、そういう作業をしている方々の幾ばくかのもちろん収入にもつながりますし、そういう小規模作業所の運営を円滑に、あるいは入所者の方々が社会復帰できるようなそういう支援も視野に入れながら、こういう形をとってきたところでもあります。ということで、繰り返しになりますが、じゃ、なぜそういうことに対して、建設業界の我々だけがそういう負担をしなければならないかという議論、意見、これは何度となく伺っております。私も皆さん方だけをお願いをするとい

うのは大変心苦しく思っているところでありますが、何とかそういうことでありますので、ご理解と協力をお願いしたいということは再三申し上げております。経費のかかることでありますので、なかなか理解はちょうだいできていないかもしれませんが、地域貢献、社会貢献という意味合いも込めて、何とか従前どおりお願いをしたいということで今日に至っているというのが経緯でありますので、いつまでもということにはならないかもしれませんが、何とか理解をいただきたいということで進めておりますので、よろしくどうかお願いします。

○木村清貴 議長 加藤議員。

○11番(加藤勝義議員) 社会貢献、地域貢献、支援という形で始まったということなようですが、これ実は年間500万から600万のコピー代なんですよ。そのコピー、ほとんど無駄になっているんですよ、1社しかとれませんから。そのお金というのはどこから来るのか。当然業者さんが管理費の中から出しているわけで、当然公共工事を受注して得た利益の中から出ているというお金なわけです。その支援であるならば、もうちょっと別の方法でできないのかなというふうにさえ思います。

先ほど一般競争入札はデータで渡しているという話でしたが、じゃ、受注希望型もデータで渡していただければ何ら問題ないのかなというふうにも思います。要するに、無駄な紙の資源を大事にするという部分もありますが、そのお金が半端じゃないお金なんですよ、年間。これから例えば1年間で工事量が多くなると、当然そののぞみの収入も多くなるわけです。少ない工事量であれば少ない。恐らくのぞみさんのかかるであろうお金は職員の方、非常勤というふうな話も聞いておりましたが、その方々の人件費、それから紙、トナー、電気料と固定的に決まってかかるお金だと思うんです。その最小限度かかるお金よりも、工事量が、これからも増えるかもしれませんが、大幅に増えたというかなりの収入になるわけです。ですから、支援という形は何に支援するのか。もうけてくださいというのか、あるいは、その作業を、汗を流して働くことの支援なのか。そこら辺の違いをちょっと教えていただければと思います。

○木村清貴 議長 副市長。

○佐藤良吉 副市長 昨年度、24年度のデータであります、ほぼ500万弱ぐらいの収入と申しますか、のぞみさんへの一時的に入ってくるお金は500万弱ぐらいがあったようですが、今、加藤議員がおっしゃったように、その大半は紙代ですとか、あるいはコピー機械のリース代ですとか、等々で8割程度はいわゆるかかる経費として支出されているようであります。残りは、それは人件費あるいはその作業をした入所者のところにも当然のことながら配分されているというふうに理解をしています。

何を支援しているかという話であります、経費的などころの支援というのは、今申し上げたとおり、そんなに多くはありません。ですが、やっている部分が、いわゆる印刷をして製本をすると、そういうような作業。あと、実際に、全部ではないかもしれませんが、図書の販売をするところにもその入所者が当たっているようであります、全てとは申し上げませんが。というようなことで、そういう職業訓練と申しますか、印刷をして製本をして、販売もしてというようなそういう作業について支援をしている

というふうに理解をしていますので、それは市役所だけじゃなくて、業界だけじゃなくてという話もちろんありますが、全ての方方で支え合いながら、そういう社会復帰を、あるいは社会に対しての仕事をしていくというようなところは、さまざまな点で支援をしていくべきであると思っております。

以上です。

○木村清貴 議長 加藤議員。

○11番(加藤勝義議員) 時間がもうこれに費やしてしまいましたが、最後といたしますか、この項目の最後、今まで市長お話をずっと聞いていらしたと思うんですが、私は市民のためというのがまず第一、それから間接的な建設会社に冬場であったら支援してもらおう。それから、合理的なかからない経費を無駄にしないという提案できよう話をしました。市長、今までの話を聞いて、この電子入札について、最後に電子入札に関してちょっと改めて今後の展望といたしますか、考えといたしますか、思いをちょっとお願いしたいと思います。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 この入札に限らず、幾ら行政が効率がよくなったとしても、行政の仕事が効率よくなったとしても、市とのやりとりをする人をあっち行ってください、こっち行ってくださいとか、そうやって振り回すことによって、圧縮されたコストであれば、それは市全体のコストとしては減にならないわけでございますので、やはり市民にとっても市役所にとっても効率的、効果的に経費は圧縮することが理想だと思っておりますし、また、幾らこちらの市役所が効率よくなって、時間も短縮したとしても、市とかかわる方々が時間を余計に費やすというのも、その時間的な無駄というものももちろんなくさないで、横手市全体としてはよくなるものと思っておりますので、電子入札につきましては、さまざまなシステムの互換性の部分とか、そういった面ですぐというわけにはいかないわけでございますけれども、加藤議員が先ほどする説明をされたとおり、さまざまな業者さんに対しての無駄な時間と煩わしい部分の作業をしていただいて、入札に参加していただいているというのは、私どももわかりましたし、その点の改善に向けては何とか、これも先ほども申し上げたとおり、前向きに検討することしかなかなか言えなくて申しわけないんですけれども、ただ、問題であるということはしっかりと認識もいたしましたし、また、システムが年々バージョンアップされたり、さまざまな効果的なシステムが新しく開発されたりしておりますので、恐らく次回出てくるシステムにおいては、今、県やほかの市が利用されているシステムよりもいいものが出てくるものと期待しておりますので、そういった際にはしっかりと検討していかないといけないのかなというふうにも思っております。

また、建設業者の皆様におかれましては、この地域にとっては土着の業者がなくてはならないものだと思います。災害時における対応はもちろんでございますけれども、今冬の雪などの対策などにおいても、さまざまな形でご協力、ご尽力いただいております。なくてはならない産業であることはもちろんですし、地域の雇用にもつながっているものでございますので、経済の活性化という意味でも、私の中ではしっかりと応援していきたい産業の一つでございますので、このところをご理解よろしく

お願いいたします。

○木村清貴 議長 加藤議員。

○11番(加藤勝義議員) なかなかやるという返事いただけなくて残念ですけども、いずれ業者はいつでも対応できるということをひとつ頭に入れていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それと、時間がありませんが、地元優先発注はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、解体工事なんですけど、実はこれは独禁法で不公平な取引ということで、不当廉売に当たる可能性があるんですよ。もう安い、できもしない価格で契約した場合に不当廉売に当たる。今までだと40%ぐらいの率でしたけれども、もしかすれば、これからどんどん競争激化して、これは公取委員会で過去に納品業者だったんですけど、億単位のものを何千円で落札した業者がいて、不当廉売に当たるということで改善命令が出ました。もしかすれば、これも起こり得る可能性があるんです。ですから、私は最低制限とつけておかないと、最終的に地域への経済効果なんです。もう一つは、行政のほうの公取の不当廉売に当たる可能性も出てくるということで、最後に、市長お話できないかもしれない、財務部長、不当廉売に当たる可能性があるということで、これからぜひ変えていただきたいんですが、どうでしょう。

○木村清貴 議長 財務部長。

○石山清和 財務部長 先ほど市長も答弁の中で申し上げてございましたが、最低制限価格、それから低入札調査基準額を設定するという事は、一定の品質を確保するためのという大きな目標、趣旨があるわけがございます。残念ながら、解体工事におきましては、その品質を確保するという最低制限価格あるいは低入札の基準額を設定する趣旨から損ねるといいますか、合致しない部分があるわけがございます。

先ほど来、議員のほうから公取委の関係のお話もございますが、これまでの最低落札額を申しますと、53.67%でございました。これは平成23年度行われたものでございます。また、この間の工事評定などを見ますと、しっかりと産廃のマニフェストに沿った形で行われてございますので、一番解体工事の重要な評定のポイントでもございます。それから、安全の確保、こういったことが一番の評定のポイントでございまして、それらについては平均的に見れば、24年度は78.75というふうなことで、非常に高い工事評定を示してございます。現在のところ、この部分で基準額を、あるいは最低制限価格を設定する根拠と申しますか、そういったものは私の中では今のところないなということを思っているところでございます。

以上であります。

○木村清貴 議長 加藤議員。

○11番(加藤勝義議員) 最後に、仕事をする上で安けりゃいいというそういう考え方、ぜひ捨てていただきたい。これは市の経済効果につながるというそういう思いでひとつ、今後対応していただければ

全て解決するのかなと思いますので、よろしく願いいたします。これで私の質問、じゃ、市長最後に。

○木村清貴 議長 市長。

○高橋大 市長 安けりゃいい、安いにこしたことはないわけでございますけれども、ただ、横手市役所だけの経営じゃなくて、横手市の経営という考えをすると、こっちが得して相手が損するということであっては、それはプラマイゼロでございますので、横手市の利益にはならないものと思っておりますので、そういった意味では、ちゃんとしっかり利益を出してこそ会社でございますので、そういったことも十分に考えながら、今後もこの精度を高めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いします。

◎散会の宣告

○木村清貴 議長 これて本日の一般質問は終了いたしました。

明3月7日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時20分 散 会

